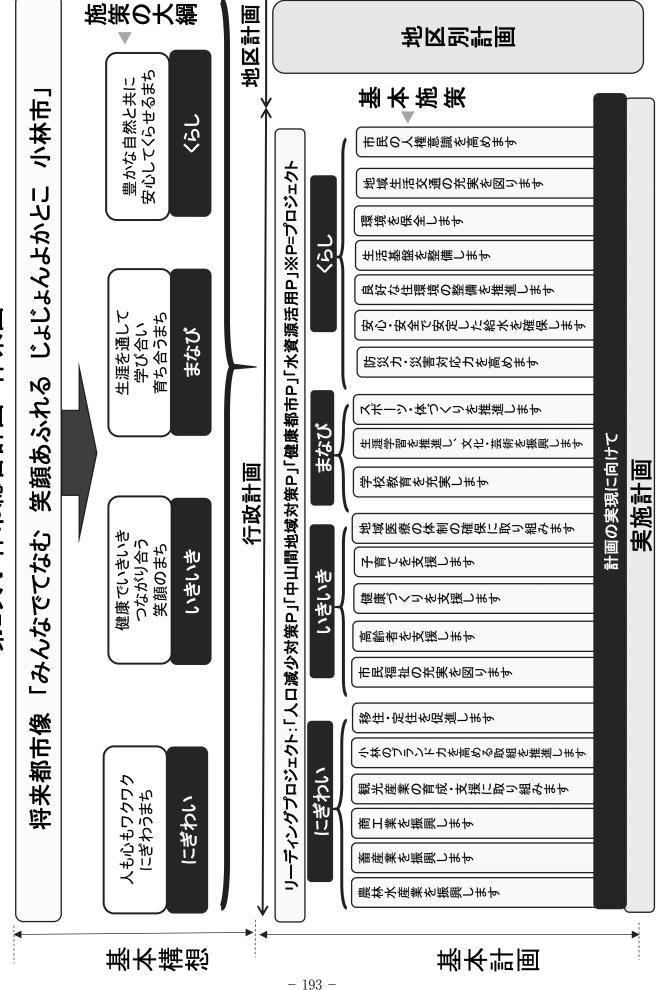
# 資 料 編

# 第2次小林市総合計画 体系図



## ○目標値一覧表

目標·	値									
NO	ŧ	旨 標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33		
1 にぎわい										
1 -	1- (1)農林水産業を振興します。									
1		沈農者(後 さむ)数(単	5人	11 人	11 人	15 人	15 人	15 人		
2	2 - 耕作加 積	(1) 女棄地総面	28. 7ha	28. 0ha	27. 5ha	27. 0ha	26. 5ha	26. 0ha		
3	2 ー 「人・ ン」第	・農地プラ	27 プラン	30 プラン	33 プラン	36 プラン	40 プラン	45 プラン		
4	農業	(1)(2) 総生産額 <sup>〔部門〕</sup>	68.7億円	71.3億円	72.5億円	73.8億円	75.0億円	76.4億円		
5	3 - 地域フ 定数	(1) ブランド認	0 件	5 件	10 件	20 件	25 件	30 件		
6	3 - フート 事業化	ベビジネス	2 件	10 件	20 件	30 件	35 件	40 件		
7		豊畜産物を に料理教室 日数	1 回	2 回	2 回	3 回	4 回	5 回		
	5 女	1122	712 頭	900 頭	1,000頭	900 頭	900 頭	900 頭		
8	有害鳥獣	シカ	1,896 頭	1,900頭	2,000頭	1,800頭	1,800頭	1,800頭		
	駆除数	サル	43 頭	50 頭	50 頭	50 頭	50 頭	50 頭		
9	6 森林也 林率	<b>戈採後再造</b>	51. 1%	52.0%	53. 0%	54.0%	55. 0%	56. 0%		
10		烙網密度	32.3m/ha	32.6m/ha	32.9m/ha	33.2m/ha	33.5m/ha	33.8m/ha		
11	7 チョウ 業者数	カザメ養殖 な	4件	4件	5 件	5 件	6件	6件		

目標	目標値									
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33			
1 -	1- (2) 畜産業を振興します。									
12	1 肉用繁殖牛 の 飼 養 頭 数	10, 682 頭	10,760頭	10,840 頭	10,920 頭	11,000頭	11,080 頭			
13	1 肉牛1頭当りの 枝肉重量	450 kg	450 kg	460 kg	470 kg	480 kg	490 kg			
14	2 生乳生産量	11, 984 t	12, 020 t	12, 030 t	12, 040 t	12, 050 t	12, 060 t			
15	3- (1) 養豚の飼養頭数	42, 898 頭	45, 000 頭	47, 000 頭	47, 200 頭	47, 200 頭	47, 200 頭			
16	3- (2) 養鶏の飼養羽数	293 万羽	320 万羽	321 万羽	331 万羽	331 万羽	331 万羽			
17	4-(2) 廃棄物系バイオ マス利用率	93.6%	94. 2%	94.8%	95.4%	96.0%	96. 5%			
1 -	(3) 商工業を振興	<b>単します。</b>								
18	1 商工会議所 ・商工会会員数	1, 298 事業所	1,289 事業所	1, 280 事業所	1,271 事業所	1, 262 事業所	1, 253 事業所			
19	2 立地企業におけ る新規雇用者数	16 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人			
20	3 休日歩行者及び 自転車通行数	1,018人	1, 198 人	1, 723 人	1,751人	1,842人	1,870人			
21	3 イベント入込客 数	61,000 人	61,000 人	62, 000 人	62,000 人	63, 000 人	63, 000 人			
1 -	(4)観光産業の育	<b>育成・支援に</b> 耳	対組みます							
22	1 観光入込客数	692, 719 人	800,000 人	900,000 人	1,000,000人	1, 100, 000 人	1, 200, 000 人			
23	2 体験型観光入込 客数	1,555人	1,600 人	1,700人	1,800人	1,900人	2,000 人			

目標	 値						
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
24	3合宿団体数	8 団体	20 団体	20 団体	22 団体	22 団体	24 団体
25	4 観光イベント 入込客数	61, 371 人	70,000 人	80,000 人	90,000 人	100,000 人	110,000 人
1 -	(5) 小林市のブラ	ランド力を高ぬ	りる取組を推進	進します			
26	1-(2) ふるさと納税に よる寄附金額	667, 000 千円	801,000千円	843, 000 千円	880,000 千 円	917, 000 千 円	953, 000 千円
27	1-(3) こばやしファ ン・サポーター ズCLUB会員 数	800 人	3,000 人	6,000人	10,000 人	12,000 人	14,000 人
28	2 ホームページ月 間アクセス件数	48,000件	50,000件	52,000 件	54,000 件	56,000件	58,000 件
29	2 SNSフォロワ 一件数	2, 280 件	2,600 件	2,800件	3,000件	3,200件	3,400件
1 -	(6) 移住・定住を	と促進します					
30	1 移住相談件数	178 件	180 件	250 件	250 件	200 件	200 件
31	2-(1)(2) (3) 市を通じた移住 世帯数	15 世帯	25 世帯	75 世帯	75 世帯	25 世帯	25 世帯
32	1・2 社会動態人口の 社会増減(人)	△178人	△70 人	15 人	15 人	△20 人	±0人
2	いきいき						
2 –	(1)市民福祉の差	定実を図ります					
33	1 地区・校区社会 福祉協議会数	20 団体	21 団体	22 団体	23 団体	24 団体	25 団体
34	2 いきいきサロン 等の活動を行っ ている団体数	91 団体	93 団体	94 団体	95 団体	96 団体	97 団体

目標	 値						
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
35	3-(1)(2)・ 4 障がい者(児)相 談支援件数	969 件/年	980 件/年	990 件/年	1,000 件/ 年	1,000件/ 年	1,000件/ 年
36	4 就労移行支援事 業の利用者数	14 人/年	16 人/年	18 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年
37	5-(1) 生活自立相談支 援センター新規 相談件数	80 件/年	90 件/年	95 件/年	100 件/年	110 件/年	110 件/年
38	5-(1) 生活自立相談支 援センター支援 延べ件数	1,319件/ 年	1,440 件/ 年	1,520 件/ 年	1,600件/年	1,760件/年	1,760件/年
39	5-(2) 生活保護受給者 就労自立促進事 業の参加者数	36 人/年	38 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年
2 —	(2) 高齢者を支援	受します					
40	1 介護保険料収納 率	96.04%	96. 10%	96. 15%	96. 20%	96. 25%	96. 30%
41	2 認知症サポータ 一養成講座参加 者数 (累計)	9, 154 人	11,000 人	12,000 人	13,000 人	14,000 人	15,000 人
42	3-(2) 中重度要介護者 (要介護3以上)改善率	3. 66%	3.80%	4.00%	4. 30%	4.60%	5. 00%
43	3- (2) 全介護認定者の うち新たに要支 援になった人の 割合	6. 17%	6. 08%	6.00%	5. 91%	5. 83%	5. 74%
44	3-(2) 全介護認定者の うち新たに要介 護になった人の 割合	15. 22%	15. 14%	15. 05%	14. 97%	14. 88%	14. 80%
45	4 老人クラブ加入 者数	3, 020 人	3,040 人	3,060 人	3, 080 人	3, 100 人	3, 120 人

目標	値						
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
46	4 高齢者交流セン ターの利用率 (平成 27 年度 比)	100.0%	102.0%	104.0%	106.0%	108.0%	110.0%
47	5 訪問看護とその 他の介護サービ スの併用利用者 数	88 人	90 人	95 人	100 人	110人	120 人
2 -	(3)健康づくりる	を支援します					
48	1 がん検診の受診 率	10.5%	15.0%	20.0%	25. 0%	30.0%	35. 0%
49	2 肥満者の割合 (40~69歳)	33.3% (全国 27.1) (宮崎県 30.1)	33.0%	32.5%	32.0%	31.0%	30.0%
50	2 新規透析導入患 者数	20 人 (総数 191 人)	19人	18人	17人	16 人	15 人
51	3 乳幼児健康診査 の受診率	95. 0%	98.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%
52	3 12歳児一人の平 均むし歯数(永 久歯)	1.68本	1.60本	1.50本	1.40 本	1.35 本	1.30 本
53	4 ゲートキーパー 受講者数 (累計)	388 人	415 人	450 人	500 人	550 人	600 人
54	5 予防接種の接種 率 A類	91.8%	95. 0%	97. 0%	100.0%	100.0%	100.0%
55	5 予防接種の接種 率 B類	58. 0%	60.0%	63. 0%	66. 0%	68. 0%	70.0%
56	6 特定健康診査受 診率	34.6%	37.0%	39.0%	41.0%	43.0%	45. 0%
57	1 子育て環境の満 足度	24.0%	30.0%	40.0%	70.0%	70.0%	70.0%

目標	値						
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	Н33
58	2 放課後児童クラ ブ総定員数	330 人	350 人	360 人	370 人	380 人	400 人
59	3 児童扶養手当の 全部支給世帯割 合	48.0%	46.0%	44.0%	42.0%	40.0%	40.0%
2 —	(4) 子育てを支援	受します					
2 —	(5) 地域医療の位	*制の確保に耳	うり組みます				
60	1-(1) 西諸医師会急病 診療体制(平日 夜間・休日日中) の開設日数	301 日	296 日	296 日	297 日	297 日	298 日
61	1-(2) 日曜祝日在宅当 番医制の開設日 数	65 日	69 日	69 日	69 日	68 日	67 日
62	3 市立病院の常勤 医師数	12 人	11 人	12 人	13 人	14 人	15 人
3	まなび						
3 -	(1) 学校教育を芽	定実します					
63	2 学びたい度(全 国学力・学習状 況調査結果)	57.0%	64.0%	67.0%	70.0%	72.0%	74.0%
64	3- (2) いじめの認知解 消率	83.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
65	3-(2) 不登校率	0.50%	0.49%	0.47%	0.44%	0.42%	0.39%
66	4-(1)(2) 新体力テスト結 果(県平均を上 回った学年数)	5 学年	6 学年	6 学年	6 学年	7 学年	7 学年
67	6-(1) 授業中にICT を活用して指導 する能力	81.0%	82.0%	84. 0%	86.0%	88.0%	90.0%

目標							
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
68	6-(1) 児童生徒のIC T活用を指導す る能力	62. 2%	63.0%	64.0%	66.0%	68.0%	70.0%
69	7-(1)(2) 協力企業数(登 録社数)	0 社	5 社	10 社	15 社	20 社	25 社
70	8 こばやしスクー ルサポートボラ ンティアセンタ 一登録者数	71 人	100 人	145 人	190 人	235 人	280 人
3 —	(2) 生涯学習を推	推進し、文化・	・芸術を振興し	します			
71	1 — (1) 生涯学習講座 講師登録者数	96 人	125 人	130 人	135 人	140 人	145 人
72	2-(1) 職業体験活動延 べ参加率	8.8%	11.0%	12.0%	13.0%	14.0%	15.0%
73	3-(2) こばやしスクー ルサポートボラ ンティアセンタ 一登録者数	71 人	100人	145 人	190 人	235 人	280 人
74	4 図書館本貸出延 べ利用者数	37, 642 人	40,000 人	40, 500 人	41,000人	41,500人	42,000 人
75	5 文化会館イベン ト集客数	9,800人	10,000 人	10, 200 人	10,400 人	10,600 人	10,800 人
76	6 文化財・観光D MOでガイドを 利用した人の数	1, 596 人	1,700人	2,000 人	2, 100 人	2, 200 人	2, 300 人
3 -	(3) スポーツ・包	4力づくりを打	進進します				
77	1-(1)(2) (3) 運動実施率	39.0%	41.2%	43.4%	45.6%	47.8%	50.0%
78	1-(2) こばやし大運動 会参加者数	3, 000 人	3, 100 人	3, 100 人	3, 200 人	3, 200 人	3,300 人

目標	 値						
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
79	2 市体育協会スポーツ賞受賞団体 数 (個人は1団体 として数える)	93 団体	97 団体	100 団体	105 団体	107 団体	110 団体
80	4 保護者、子ども を対象にした 「健康食」、「郷 土食」料理教室 参加者数	50 人	70 人	90 人	110 人	130 人	150 人
81	4 学校給食における 地産 地消率 (野菜・果実)	31.0%	33.0%	33. 0%	34.0%	34.0%	35. 0%
4	くらし						
4 -	(1) 防災力・災害	<b>『対応力を高</b> ⊗	ります				
82	1 自主防災組織の 組織率	33. 3%	64.9%	80.7%	100.0%	100.0%	100.0%
83	1 市民防災リーダ 一数	544 人	700 人	800 人	900 人	950 人	1,000人
84	1 災害ボランティ アコーディネー ター数	95 人	200 人	250 人	300 人	350 人	400 人
85	2 消防団員の定員 充足率	96.6% (28 年度)	96.6%	98.0%	99.0%	100.0%	100.0%
86	3 交通事故発生件 数	330 件	320 件	320 件	310 件	310 件	300 件
87	4 消費生活相談件 数	32 件	48 件	64 件	96 件	96 件	96 件
4 -	(2) 安心・安全で	で安定した給力	水を確保しまっ	<u> </u>			
88	1・2・3 水道事業有収率	76.4%	81.0%	78.0%	80.0%	82.0%	85.0%

目標	値						
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33
4 -	(3) 良好な住環境		進します				
89	1 住宅建替率	19.0% (28 年度)	38.1%	38.1%	38.1%	57.1%	76. 2%
90	3 空き家実態調査 率	60.0% (28 年度)	100.0%	_	_	_	_
4 -	(4) 生活基盤を敷	を備します					
91	1-(1) 幹線道路改良率 【1・2級市道】	83.8%	84.0%	84. 2%	84.4%	84.6%	84.8%
92	1-(2) 幹線道路以外の 道路改良率 【その他市道】	46.4%	47.0%	47.7%	48.4%	49.2%	50.0%
93	2 幹線道路舗装率 【1・2級市道】	98.8%	98.9%	99.0%	99.1%	99. 2%	99.3%
94	2 幹線道路以外の 舗装率 【その他市道】	91.1%	91.3%	91.5%	91.7%	91.9%	92. 1%
95	3 自然がけ地の整 備箇所数	48 箇所	48 箇所	49 箇所	50 箇所	50 箇所	51 箇所
96	4 景観重要建造物・重要樹木の 指定数	_	3件	3 件	5 件	5件	7件
97	5 都市公園におけ る地域イベント の利用率(緑ヶ 丘公園広場)	46.0%	50.0%	53.0%	56.0%	59.0%	62.0%
4 -	(5) 環境を保全し	ます					
98	1 1日平均 湧水量	338, 000 m³	10 年間平均 320, 000 ㎡				
99	2 リサイクル率 (家庭系)	66.0%	66.0%	66.0%	67.0%	67.0%	67.0%

目標	目標値									
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	H33			
100	3 環境教室開催件 数	25 件	30 件	30 件	40 件	40 件	50 件			
101	4 市庁舎等における二酸化炭素 (CO2)排出 量	9,681t-C02	7,996t-C02 (対前年度 △17.4%)	7,934t-C02 (対前年度 △0.8%)	7,871t-C02 (対前年度 △0.8%)	7,808t-C02 (対前年度 △0.8%)	7,745t-C02 (H27対 △20.0%)			
102	5 合併浄化槽年間 設置数	157 基	200 基	200 基	250 基	250 基	250 基			
103	6 公共下水道加入 戸数 加入率	3, 513 戸 78. 1%	3, 710 戸 75. 9%	3, 880 戸 79. 3%	4, 020 戸 79. 7%	4, 110 戸 81. 5%	4, 230 戸 83. 9%			
104	7 農業集落排水加 入戸数 加入率	1, 825 戸 78. 2%	1,850 戸 79.3%	1,875 戸 80.3%	1, 900 戸 81. 4%	1, 925 戸 82. 5%	1, 950 戸 83. 5%			
4 —	(6) 地域生活交通	通の充実を図り	)ます							
105	1 公共交通機市項 民間の 大大の便から、「満といった」がある。 といった はいい といった はいい といった はいい といった はいい といった はいい といった はいい という はいい という はいい という はいい という はい という はい という はい という はい	15. 7%	18.0%	20.0%	22.0%	24.0%	26.0%			
106	1 コミュニティバ ス利用者数	26, 538 人	27, 100 人	27, 400 人	27, 700 人	28, 000 人	28, 300 人			
107	1 福祉バス利用者 数	7, 313 人	8, 500 人	8, 500 人	8, 500 人	8, 500 人	8, 500 人			
108	1 JR吉都線利用 者数	346, 519 人	305,600 人	295,600 人	285,600 人	285,600 人	285,600 人			
4 -	(7) 市民の人権意	意識を高めまっ	<u> </u>							
109	1 事業所における 研修参加人数	169 人	200 人	220 人	240 人	260 人	280 人			
110	2 審議会等におけ る女性委員の割 合	26. 1%	33. 0%	34.4%	35.8%	37. 2%	38.6%			

目標	値								
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	Н33		
5	計画の実現に向けて								
5 —	5-(1) 効率的かつ効果的な行政経営を行います								
111	3 定住自立圏 推進事業数	54 事業	58 事業	62 事業	65 事業	68 事業	71 事業		
112	3 連携協定数	26 協定	31 協定	36 協定	40 協定	44 協定	48 協定		
113	4 行財政改革実施 計画達成率		20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	100.0%		
114	6 市民の市職員対 応満足度	65.0%	66.0%	67.0%	68.0%	69.0%	70.0%		
5 —	(2) 健全な財政道	<b>運営を推進し</b>	ます						
115	1 実質公債費比率	10.3%	13.0% 以内	13.0% 以内	13.0% 以内	13.0% 以内	13.0% 以内		
116	2 市税収納率(現 年度)	98.0%	98. 2%	98.4%	98.6%	98.8%	99.0%		
5 —	(3) 市民参画によ	こる協働のます	らづくりを推済	進します					
117	1 組加入率	68.0%	68.0%	69.0%	70.0%	71.0%	72.0%		
118	1 きずな協働体数	4 地区	7 地区	8 地区	9 地区 (全地区)	9 地区 (全地区)	9 地区 (全地区)		
119	2-(1) 元気なまちづく り支援団体数 (団体)	13 団体	14 団体	14 団体	15 団体	15 団体	16 団体		
5 —	(4)情報化を推進	進します							
120	1 マイナンバーカ ード申請件数	3,932件	7,500件	9,000件	10,500 件	12,000 件	13,500 件		
121	2 公衆無線LAN 整備箇所 (スポ ット) 数累計	17 箇所 (28 年度)	26 箇所	38 箇所	50 箇所	50 箇所	50 箇所		

目標	目標値						
NO	指標	27 年度 (現状値)	H29	H30	H31	H32	Н33
5 —	(5) 国際化を推進	進します					
122	1 外国人向け情報 SNSフォロワ 一件数	0件	50 件	200 件	500 件	1,000件	1,500件
123	1 RESASにお ける外国人滞在 分析・午前4時 (人/年)	0人	30 人	40 人	50人	70 人	70 人
124	2 国際交流講座延 べ参加者数(人 /年)	480 人	490 人	500 人	510 人	520 人	530 人
125	3 国際交流拠点事 業参加者数(延 べ人数/年)	0人	10 人	20 人	30 人	40 人	40 人

### ○用語集

	用語	説明
あ	ICT	Information Communication Technology の略。 日本ではすでに一般的となっているIT=情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
あ	空家等対策の推進に 関する特別措置法	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の進行に寄与することを目的として、平成26年に制定された法律。
あ	空き家バンク制度	市内にある空き家・空き地の有効利用を通して、UJIターンによる定住等を希望される方へ空き家・宅地の情報提供をする制度。
あ	アクティブなシニア 世代	健康で活動的な中高年齢者。
あ	綾ユネスコエコパー ク	ユネスコエコパークとは、昭和51年にユネスコが開始した取組で、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、「保全機能」「経済と社会の発展」「学術的支援」の3つの機能を持つ地域が登録されている。綾ユネスコエコパークは、綾町、小林市、西都市、国富町及び西米良村で構成され、平成24年に国内では5か所目に登録された。
V	インターネット	様々なコンピュータ・ネットワークが相互に接続されることにより形成 された、世界規模の情報通信ネットワークのこと。
い	イントラネット	インターネット技術を使用した企業等の組織内ネットワーク。
V	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行又は旅行客のこと。日本へのインバウンドを訪 日外国人旅行または、訪日旅行という。これに対し、自国から外国へ出 かける旅行をアウトバウンドまたは海外旅行という。
い	インフラ	産業や生活の基盤あるいは、社会資本などを意味する。
い	異業種交流	自らが所属している業種と異なる業種がコミュニケーションを図ったり、提携したり協力すること。
<i>١</i> ٧	医療圏	地域の医療需要に対応して医療資源の適正な配置と医療供給体制の体 系化を図るための地域的単位のこと。
え	N P O	Nonprofit Organization の略。民間非営利組織のこと。 営利を目的とせず、自主的、自発的に社会的な活動を行う民間の組織・ 団体。その活動は、医療・福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など 多岐に渡っている。
え	SNS	Social Networking Serviceの略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。主なものとしてフェイスブック、ツイッターなどがある。
え	エコツーリズム	自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、環境の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム(旅行、レクリエーション等)のこと。
え	営農組織	集落営農、農業生産法人などの農業を行う組織。

	用語	説明
お	屋外広告物	常時又は一定期間、屋外で公衆に対して表示されている看板、立て看板、 広告塔、張り紙等。
お	温室効果ガス	地表面から放出される赤外線を吸収し、地表温度の上昇(温室効果)を もたらす気体。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン、代替フロン などがある。
か	海外悪性伝染病	国内には存在せず、侵入した場合には家畜や国民に深刻な影響を与える恐れのある感染症。日本では、海外悪性伝染病防疫要領に 19 種が指定されており、病原性や世界における発生状況から、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、牛疫の3種が最も重要である。予防は検疫の徹底が原則である。
カュ	観光DMO	Destination Management/Marketing Organization の略。地域全体の観光マネジメント(マーケティング、プロモーション、ブランディング、品質管理、安全管理、資源管理等)を担う一連の組織のこと。観光の先進地域である欧米では主流の考え方であり、日本でも今後の観光まちづくり、地域づくりに貢献すると考えられている。
が	外国語指導助手	ALT(Assistant Language Teacher) のこと。 主に英語を母国語とする若者を外国から招致し、小中学校の英語授業に 参加させて、生の英語や外国人とのふれ合いにより、国際感覚を育てる ための人材。
が	合併処理浄化槽	し尿と生活に伴い発生する汚水(生活排水)を処理し、終末処理下水道 以外に放流するための設備。
き	CBS(キャトル ブリーディング ス テーション)	繁殖牛受託施設のこと。
き	企業版ふるさと納税 制度	地方公共団体が作成した地方創生に係る事業に対して、企業が寄附を 行った際に税額が控除される制度。
き	きずな協働体	小林市におけるまちづくり協議会のこと。 活動地域をコミュニティエリアとして、地域で活動する各種団体や地域 住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織のこと。1つの団体だけでは対応が困難なことや地域、協力しながら取り組む方が効果的・効率的なことに対して、地域や市民が 考えながら取り組んでいく組織をいう。
き	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせると共に、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。
き	協働	市民、各種団体、行政等がそれぞれの主体性、自発性のもとに、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力・協調すること。
き	企業誘致	地域の産業振興や経済波及効果、税収増及び雇用創出を目的に、税制面 での優遇措置などを講じ、事業所などを誘致すること。
き	霧島ジオパーク	宮崎県(都城市・小林市・えびの市・高原町)と鹿児島県(霧島市・曽於市・湧水町)にまたがる霧島山周辺地域のジオパークのこと。県を越え広域的な連携・協力を行い、霧島山の魅力を多くの方に伝えるために「霧島ジオパーク」活動に取り組んでいる。日本ジオパークに認定されている。

	用語	説明
ぎ	行財政改革	政府や地方公共団体が行う改革の一つ。財政面での経費削減と効率性とともに、行政サービスの質を向上させることを目的として行われるもの。
ぎ	行政経営	1980年代から注目されるようになった概念。新公共経営(NPM:ニューパブリックマネジメント)の潮流がイギリス等で巻き起こり、日本の多くの自治体に導入された。NPMとは、行政の効率化・活性化を意図し、民間企業で行われている経営理念、手法、成功事例を行政現場で応用しようというもの。それまでは、現行ルールや制度に基づいて行政サービスを提供していればよかったが、人口減少や少子高齢化による財政の縮小や医療・福祉・介護・子育て等の対人サービス増加、旧来の法律や制度・施策が実態にかみ合わなくなってきた背景もあり、経営資源(人材・財源等)の活用に関する現場の裁量を広げ、業績や成果によるコントロールを行うよう行政の運営のあり方を転換し、市場メカニズムを活用する考え方が必要となってきた。
<	クラウドファンディ ング	不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の 提供や協力などを行うことを指す、群衆 (crowd) と資金調達 (funding) を組み合わせた造語である。
<	クラスター	英語で「房」「群れ」「集団」のこと。 例えば、畜産クラスターとは、畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)がクラスター (ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組である。
<i>&lt;</i> *	グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。英国では、ルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスでは、ツーリズム・ベール (緑の旅行) と呼ばれている。
ぐ	グローバル化	グローバリゼーションともいう。社会的、文化的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。産業を構成する要素間のつながっている事態(産業の地球規模化)、世界の異なる部分間の緊密な繋がり(世界の地球規模化)など。
け	KPI	重要業績評価指標。組織達成の度合いを定義する補助となる計量基準群。
け	ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。ケースマネジメント。介護保険制度下で、個々人の要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する一連の援助方法のこと。
け	健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
l l	コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。血縁・地縁など自然的結合により共同生活を営む社会集団。
١١	コミュニティ・スクール	学校に教育委員会から任命された保護者や地域の方などで構成する「学校運営協議会」を設置したり、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりするなど、保護者や地域の方が、学校の様々な課題解決に参画していく仕組みのこと。
ل	コミュニティバス	交通空白・不便地域の解消等を図るため、市町村等が自主的に計画し、運行している乗合バス。 本市で運行しているコミュニティバスを「小林市コミュニティバス」という。愛称はのりやいバス「おうらい」。平成19年10月1日から運行を開始した。

	用語	説明
٦	コンセプト	考え、概念。
٤	コンテンツ	中身のこと。 例えば、デジタルコンテンツは、いわゆる「メディア」の中身の、文字列・ 音・動画などのことで、それらの内容である著作物をさすこともある。
ک	コンパクトシティ	都市の概念、状態を指す。徒歩による移動性を重視し、比較的小さなエリアに様々な機能が高密度に詰まっている都市状態とも表現されているが、単に形態だけではなく、社会的、経済的、環境的な視点も取り入れ、生活の質を追求・実現できる都市環境の将来像といえる。
٤	コンピュータウィルス	コンピューターの正常な利用を妨げる有害なコンピュータプログラムの一種で、他のプログラムの一部として自らを複製し、そのプログラムが起動されると便乗して悪質な処理を実行に移すもの。
Ŋ	こすもす科	小林市独自の教科。小林市民として自覚をもち、自己の主体性、自立性や他者・社会との関係形成能力を身に付けさせるとともに、よりよい人生を自ら作り出していくための豊かな人生観や望ましい価値観の基本を養い、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を育成することを目的としている。
)	こばやしファン・サ ポーターズCLUB	ふるさと小林を愛する出身者や小林市を好きになってくれた方とつながっていくために、ファンとして登録いただいた方に、こばやしの情報を定期的に発信したり、特産品が当たる抽選会を行ったりする制度。
),	耕作放棄地	農作物を1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園。世界農林業センサスで定義付けられている。
	公衆無線LAN	公共施設や商業施設など特定の場所で無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービスを指す。その場所に設置されたアクセスポイントから受信できる場所を無線LANスポット、Wi-Fi スポット、フリースポット、ホットスポットなどと呼ぶ。
7.)	国土利用計画	国土利用計画法に基づき、国土の利用に関して全国的な見地から必要な 基本的事項を定める計画。より良い状態で国土を次世代へ引き継ぐ「持 続可能な国土管理」という考え方のもと、農用地、森林、宅地といった 国土の利用区分ごとの規模の目標値等を定める。
	小林市まちづくり基 本条例	平成25年に「小林市協働のまちづくり市民会議」の提言をもとに制定した、本市の自治基本条例である。本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、市民が主体のまちづくりを協働により推進することを目的としている。
٦	小林市民防災リー ダー	市が行う市民防災リーダー養成講習会を受講し認定を受け、地域や職場等の場で、防災力を高める活動を行うために、防災対策のリーダー的な立場として活躍する者。
L	交通弱者	自動車中心社会において、移動を制約される人(移動制約者)のこと。
Ĺ	高齢化	総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合が大きくなること。
1.1	国勢調査	統計法に基づき、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする統計調査で、国や市区町村の人口や世帯の状況を調査するもの。

	用語	説明
Į, į	国立社会保障・人口 問題研究所	国立社会保障・人口問題研究所は厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口と社会保障との関係がますます密接になる中、国の社会保障制度の中・長期計画ならびに各種施策立案の基礎資料として、人口と世帯に関する推計を全国と地域単位で実施し「日本の将来推計人口」「都道府県別将来推計人口」、「市区町村別将来推計人口」等公表している。
1 1	子ども・子育て支援 新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育の量の拡充や質の向上を進めていく制度のこと。
ل	子どもの貧困	家庭の所得がその国の標準的所得の半分以下になる世帯の 17 歳以下の子どもの存在及び生活状況を子どもの貧困といい、世帯に占める割合を貧困率という。2012 年の日本の貧困率は 16.3%となり、およそ 6 人に1 人が貧困という結果となった。
Σ"	合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示す。合計特殊出生率が2.07 ※以上であれば人口は増加傾向、2.07 以下であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。(※2.07 は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。)
さ	再生可能エネルギー	自然のエネルギーを利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりするエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電・熱利用、燃料電池、バイオマス発電・熱利用、雪氷冷熱利用など。再生可能エネルギーに含まれる。
ざ	在宅医療・介護連携	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的として行う仕組みのこと。
じ	ジオサイト	地質、地形、歴史などそのジオパークを特色づける見学場所や拠点となる博物館のこと。例えば、地形の景観、岩石や化石が見られる崖、歴史構造物、植物の群生地等。ジオツアーとは、ジオパークの中で、ジオサイトを巡るツアーのこと。
じ	ジビエ	狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉 (フランス語) で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化である。
L	自然動態	人口動態の内、出生・死亡による増減のこと。
し	市内総生産	1年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいう。これは、市内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表わすものであって、産出額から中間投入(原材料、光熱水費等の経費)を控除したものである。
L	集落営農	集落を単位として、生産行程の全部又は、一部について、共同で取り組む組織をいう。
L	食品ロス	食べられる状態にも関わらず、捨てられている食品。また、規格外であったり、生産過多によって廃棄される食材。

	用語	説明
L	社会動態	人口動態の内、転入・転出による増減のこと。
L	少子化	出生数が減少し、総人口に占める子どもの割合が低下すること。
L	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。 この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」 を求めている。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせ る社会を目指している。
し	新エネルギー	自然のエネルギーを利用したり、今まで使われずに捨てていたエネル ギーを有効に使ったりするエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、 風力発電、廃棄物発電・熱利用、燃料電池、バイオマス発電・熱利用、 雪氷冷熱利用など。
l	生涯学習	学習者の自由な意思に基づいて、それぞれにあった方法で生涯に渡って 学習していくこと。
じ	自主防災組織	地域の住民同士が話し合い、いざという時に避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難所の運営等を行うための自主的な組織であり、次の要件を満たす組織。 ・規約が定められ、組織が編成されていること。 ・地域の防災マップが作成されていること。 ・資機材が整備されていること。 ・研修や訓練等を毎年度計画、実施されていること。
じ	実質公債費比率	借入金の実質的な返済額の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。
じ	循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
	純移動率	転入数から転出数を差し引いた人数が「純移動数」となる。 例)ある年の純移動数 転入数:50名一転出数:40名=純移動数= +10名 「純移動率」は1,000人当たりの移出入の数の割合。
す	スクールサポートボ ランティア	学校支援ボランティアのこと。 各学校において行われるボランティア活動、または、それを担う人材の こと。
す	スクールソーシャル ワーカー	児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を 取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士 の有資格者等。
す	水源かん養機能	森林が有する、洪水や渇水を防ぎ資源を確保する機能。
せ	セキュリティーポリシー	市町村や企業全体の情報の安全性保持や機密保護に関する基本方針。広義には、セキュリティ対策基準や個別具体的な実施手順などを含む。
せ	生産年齢人口	総務省統計局の人口調査による年齢別人口のうち、15 歳から 64 歳までの人口で、労働力の中核をなす人口のこと。

	用語	説明
せ	成年後見制度	精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症等)により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。
ぜ	全国和牛能力共進会	全国和牛登録協会が主催し、5年に1度、全国持ち回りで開催される全国規模の和牛の品評会。通称「全共」。別名「和牛のオリンピック」。第1回が1966年に開催され、平成29年度に開催される大会で第11回を数える。宮崎県は、第9回、第10回で団体賞主席を獲得し、大会2連覇を果たしている。
た	滞在型観光	1箇所に滞在し静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。海外旅行はリゾート地や都市で滞在型観光を楽しむ人が多い。国内旅行でも観光地を駆け足で見て回る周遊型観光が少なくなり、近隣温泉への1泊旅行、リゾート地や都市での滞在型旅行が多くなってきている。1箇所に滞在することは、経済波及効果や地元との交流、リピーター化が期待できる。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化・生活習慣の違いを認め合い、対等な関係で、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
だ	団塊の世代	昭和22~24年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に 比較して人が多いことからいう。
ち	「地域医療・健康都 市 小林市」宣言	都市宣言は、市が重視している地域課題を表現し、積極的に取り組もうとしていることを市内外に示すもの。本市では、地域一体となった協働によって、地域医療を守り育て、健康長寿をめざす「地域医療・健康都市」を平成26年3月1日に宣言した。
ち	「小さな拠点」	小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組。
ち	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
ち	地域子育て支援センター	在宅の乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれ合いや遊び場を提供するとともに、子育てに関する相談に直接あるいは電話で対応。
5	地域福祉計画	平成12年に改定された社会福祉法第107条(平成15年4月施行)において規定された計画で、市町村は住民等の参加を得て、地域社会での多様な生活課題に対して、地域全体で取り組む体制を整備することを内容とする「市町村地域福祉計画」を策定することとされている。
ち	地域包括ケアシステム	地域の高齢者がいつまでも住みなれた地域で自立した生活を維持できるための保健、医療、福祉、介護の連携システムを指す。その中心機関として市町村が設置する地域包括支援センターが(生活圏域ごとに)ある。
ち	地球温暖化	大量のエネルギー消費と森林破壊による温室効果ガスの大気中濃度の増加により、地球の平均気温が上昇すること。温暖化が進行すれば、海面上昇による陸地の減少や大雨、干ばつといった異常気象が起こりやすいと予測されている。
ち	地産地消	地域内で生産された安全で安心な農産物等を地域内で消費すること。

	用語	説明
ち	地方公営企業	地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法の適用を受ける事業 で、独立採算制を採る事業。
ち	地方分権	政府が地方自治体に対し制度や実際の運営面で政治・行政・財政上の自 治の大幅な権限移譲を行い自立性を認める仕組み。
5	中心市街地活性化基 本計画	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、市町村が中心市街地活性化協議会の意見を聞きながら中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために作成し、内閣総理大臣の認定を受けるもの。計画の認定により、国の様々な支援措置を活用することができるメリットがある。
ち	長寿命化	適切な保全等を行うことで、公共施設やインフラ施設を長期にわたり使用できるようにすること。
て	テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信機器を活用し時間や場所の制約を受けず に、柔軟に働くことができる形態をいう。テレワークで働く人をテレ ワーカーという。
て	定住	一定の場所に住居を定めて暮らすこと。
で	電子自治体	I Tを活用し、住民の利便性、満足度の向上、行政運営の効率化などを 実現するための自治体の取組。
と	都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための施設。一般には道路、鉄道、公園などといった公共施設をいう。
٤	都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な 方針」のことであり、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映 させて、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを定めるもの。
٤	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校等の施設の建設や大規模修繕など、資本形成の効果があり、将来的に残るものの整備に支出される経費のことをいう。普通建設事業費や災害復旧事業費などが含まれる。
ك	ドメスティック・バ イオレンス	DV (Domestic Violence) のこと。 配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力 のことであり、身体的、精神的、性的、経済的暴力等がある。
な	南海トラフ地震	南海トラフとは、日本列島太平洋沖の静岡県の駿河湾から九州東方沖合いまで続く4,000m級の海底の溝(トラフ)で総延長は770km。 南海トラフ巨大地震は、この日本列島太平洋沖の南海トラフ沿いの震源域で連動して起きると警戒される、マグニチュード9級の巨大地震のこと。死者最大32万人等甚大な被害が想定されている。
に	二次医療	主として入院による治療を必要とする医療。
に	認知症	「痴呆症」に替わる用語。脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態のこと。
に	認定農業者	経営規模の拡大や集約化、複合化などによって魅力ある経営作りを目指す意欲ある農業者(農業法人を含む)で、農業経営改善計画を提出し、 市町村が認定した農業者。
ね	ネットワーク	1. 複数のコンピュータを結び、データなどを共有し、情報処理の効率 化を図るシステム。 2. 個々の人のつながり。特に、情報の交換を行う グループ。

	用語	説明
ね	年少人口	14歳以下の人口のこと。
は	畑地かんがい事業	地域の農業振興を目的に、畑・水田への天候に左右されない安定水源確保を図るため、大淀川水系岩瀬川に浜ノ瀬ダムを築造し、計画的な水利用を図るとともに、末端かんがい排水施設、区画整理等の基盤整備を行い、農業生産性の向上と農業経営の安定を図るもの。
は	販路開拓	商品の販売先を新たに開拓すること。
ば	バイオマス	生物資源の量を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機 性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。
ば	バナー広告	ウエブページ上に、画像やテキストを貼り付けるタイプのインターネット広告。
ば	バリアフリー	障がい者や高齢者などの社会的弱者にとって、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。
ぱ	パートナーシップ	友好的な協力関係。
ひ	非構造部材の耐震化	柱、梁、床などの構造体ではなく天井材や外壁(外装材)など、構造体 と区別された部材の耐震化。
び	ビジョン	将来の見通し、構想、展望、将来像。
ぴ	PDCAサイクル	事業活動における生産管理や品質管理を円滑に進める手法であり P (Plan)=計画、D (Do) =実行、C (Check) =評価、A (Action) =改善、のサイクルにより継続的な改善を目指すための手法のことをいう。
ぴ	PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
ふ	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。サポートの対象は子どもを持つすべての家庭に広がっている。
ふ	フードビジネス	食関連産業等、食品や食事などを扱うビジネスのこと。宮崎県では、「みやざきフードビジネス振興構想」を策定し、国内有数の食料供給基地という強みを生かし、農林水産業、流通・販売業、観光産業など裾野の広い産業である「フードビジネス」を県の基幹産業として再構築し、県内の地域経済や雇用を支える成長産業とすることを目指している。
\$	フォロワー	SNS上で、情報の提供者が発信した情報を受信できるよう設定している人。
Š	ふるさと納税制度	ふるさと納税制度とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される仕組み。
స్	プロモーション	マーケティング戦略の一部として行われる販売活動のための宣伝活動あるいは、広報活動。

	用語	説明
ほ	ホームページ	インターネットにおいて、情報の提供者が情報の簡単な内容を紹介する ために持つページ。文字だけでなく、画像や音声も入れることができる。
ほ	放課後児童クラブ	通称 学童保育と呼ばれるもので、就労等で昼間、保護者がいない家庭 の小学生を対象に、放課後や長期休暇中に余裕教室等で適切な生活や遊 びの場を提供して、子どもの健全育成を図る事業。
ほ	ホストタウン	2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体。内閣府によって認定される。
ま	マーケティング	商品、サービスを生産者から消費者へ円滑に移転するためのビジネス活動を指す。または、消費者側のニーズや要望と、サービスや製品を販売する企業の意図を関連させるための情報収集手段のこと。つまり、情報管理から顧客ニーズの吸い上げ作業、市場の状況など、企業が直面する外部環境と企業自身との間に、経済的によい関係性を構築するための手段のことをいう。
ま	マイナンバーカード	「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会実現」のため国民一人ひとりに12桁の個人番号を付番するのがマイナンバー。マイナンバーカードは、同制度において個人番号を証明する書類(番号確認)と顔写真により本人確認を行う書類(身元確認)の両方に利用できるICチップ付きのカード。
ま	マイナンバー制度	住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤を構築する土台となる制度のこと。
ま	マネジメント	様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。
ま	まち・ひと・しごと 創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。本市の計画は「てなんど小林総合戦略」。
め	メディア	情報の記録、伝達、保管などに用いられる物や措置。
ゆ	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されない と見込まれる農地。
ゆ	優良農地	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等 の良好な営農条件を備えている農地。
5	ライフライン	水道・電気・ガス等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備のことを指す。
Š	酪農ヘルパー	酪農家が休みを取る際に酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業 を行う仕事に従事する人のこと。

	用語	説明
り	RESAS	RESAS とは、Regional Economy Society Analyzing System の頭文字を取ったもので、正式名称は「地域経済分析システム」。経済産業省や総務省、農林水産省などの官公庁が保有するデータ及び通信会社などの民間企業のデータを集約したデータ分析システムのこと。
ŋ	リーディングプロ ジェクト	全体を進める上で核となり、先導的な役割を果たすプロジェクトのこと。
ŋ	リノベーション	既存の施設に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。再生。改革。刷新。
ŋ	リピーター	買い物・食事・宿泊・旅行などで、同じ店やホテルや観光地を何度も利用したり訪れたりする人のこと。
ŋ	リフォーム	手を加え改良すること。作り直すこと。建物の改装など。
ろ	6次産業化	農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開している多角経営形態を表わすもの。
ろ	ローリング方式	ローリングとは、転がること、回転する(させる)ことの意。ローリング方式とは、現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業を見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。
わ	Wi-Fi	無線 LAN の規格の名称。 無料 Wi-Fi を整備した観光地等では、無料のインターネット利用が可能 となる。

### ○策定に係る経過

平成29年3月31日現在

年月日	中成 2 9 年 3 月 3 1 日現在 <b>内容</b>
平成23年5月	〇地方自治法の一部改正により、市町村への基本構想の策定義務付けが撤廃された。
平成25年 4月 1日	<ul> <li>○小林市まちづくり基本条例施行 (条例の一部抜粋) (総合計画の策定)</li> <li>第12条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下、「総合計画」という。)を策定し、これを効率的かつ効果的に推進しなければならない。</li> <li>2 市の執行機関は、各分野の計画を立案する場合は、総合計画に即して策定するものとする。</li> </ul>
平成25年4月1日	<ul> <li>○議会の議決事件に関する条例の一部改正施行</li> <li>(条例の一部抜粋)</li> <li>(議決すべき事件)</li> <li>第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</li> <li>(1)小林市まちづくり基本条例(平成25年小林市条例第2号)第12条第1項の規定に基づく総合計画の策定又は変更(軽微な変更であって、議会の議長が認めたものを除く。)に関すること。</li> </ul>
平成28年 4月13日	〇第2次小林市総合計画基本方針の決定
4月22日	〇第2次小林市総合計画策定支援業務委託契約締結 契約先:公益財団法人 日本生産性本部 期 間:平成28年4月22日~平成29年3月31日
4月26日	〇日本生産性本部 第1回打合せ
5月13日	〇日本生産性本部 第2回打合せ
5月27日	<ul><li>○第2次小林市総合計画策定に係る小林市総合計画等審議会委員の決定</li><li>人数:20名</li><li>任期:平成28年6月9日~平成29年3月31日</li></ul>
6月 1日	〇広報こばやし6月号に「総合計画策定」に係る記事掲載
6月 2日	〇日本生産性本部 第3回打合せ

年月日	内容
平成28年 6月 3日	<ul> <li>○第1回小林市総合計画推進本部・調整合同会議場所:本庁 大会議室時間:10時~11時30分対象:本部員及び調整会議委員内容:・第2次小林市総合計画の策定について(概要説明)・第2次小林市総合計画骨子案について・第2次小林市総合計画基本構想について・総合計画市民ワークショップについて・地区別計画策定に係る説明会について・第1回小林市総合計画等審議会について・第1回小林市総合計画等審議会について</li> </ul>
6月 3日	〇小林市議会全員協議会説明場所:小林市議会時間:13時30分~14時内容:・第2次小林市総合計画の策定について(概要説明)(策定方針・策定体制・策定スケジュール)
6月 9日	<ul> <li>○第1回小林市総合計画等審議会【諮問】</li> <li>場所:小林中央公民館 大集会室</li> <li>時間:13時30分~15時</li> <li>対象:委員20名</li> <li>内容:・会長・副会長選出</li> <li>・第2次小林市総合計画について【諮問】</li> <li>・第2次小林市総合計画の策定について(概要説明)</li> <li>・第2次小林市総合計画骨子案について</li> <li>・第2次小林市総合計画基本構想について</li> <li>・総合計画市民ワークショップについて</li> </ul>
6月16日	〇日本生産性本部 第4回打合せ
6月16日	<ul> <li>○第1回トータルシステム部会場所:本庁 第2会議室時間:14時30分~16時30分 対象:トータルシステム部会員内容:・トータルシステム診断結果について・第2次小林市総合計画策定方針について・第2次小林市総合計画運用方針(案)について・第2次小林市総合計画運用プロセス(案)について・第2次小林市総合計画運用プロセス(案)について</li> </ul>
6月16日	<ul> <li>○地区別計画作成説明会場所:本庁 大会議室時間:18時~19時間:18時~19時対象:各地区(西小林・須木・野尻・細野・南・三松・東方)地域担当職員内容:・第2次小林市総合計画の策定について(概要説明)・地区別計画について</li> </ul>

年月日	内容
平成28年 6月17日	<ul> <li>○総合計画市民ワークショップ事前研修会場所:本庁 大会議室時間:9時~12時対象:ワークショップでのファシリテーター・書記役の職員内容:・第2次小林市総合計画の策定について(概要説明)・地区別計画について</li> </ul>
平成28年 6月26日(日)	<ul> <li>○第1回総合計画市民ワークショップ         <ul> <li>~真のこばやし創生をめざす市民会議             「こばやし未来計画ダイアログ KOBA★MIRA」</li> </ul> </li> <li>場所:小林中央公民館 大集会室 他         時間:10時~16時         対象:市内関係機関・団体選出市民及び公募市民及び職員         総数150名         内容:・第2次小林市総合計画について(概要説明)             ・市民ワークショップについて             ・「小林市の10年後にありたい姿について」ワークショップ             ・「各分野*の10年後にありたい姿について」ワークショップ(2回)             ※各分野…「にぎわい」「いきいき」「まなび」「あんしん」「せいかつ」</li> </ul>
6月26日	〇日本生産性本部 第5回打合せ
7月 6日	○「あんしん」分野ありたい姿調製会議場所:本庁 第2会議室時間:13時30分~15時00分対象:「あんしん」分野ファシリテーター・書記役の職員
7月 6日	<ul><li>○「せいかつ」分野ありたい姿調製会議場所:本庁 第2会議室時間:15時10分~17時00分対象:「あんしん」分野ファシリテーター・書記役の職員</li></ul>
7月 6日	〇日本生産性本部 第6回打合せ
7月 7日	<ul><li>○「いきいき」分野ありたい姿調製会議場所:本庁 大会議室時間:9時00分~10時30分 対象:「いきいき」分野ファシリテーター・書記役の職員</li></ul>
7月 7日	<ul><li>○「小林市」ありたい姿調製会議場所:本庁 大会議室時間:10時30分~12時00分対象:総合政策部長・企画政策課職員</li></ul>
7月 7日	○「まなび」分野ありたい姿調製会議場所:本庁 大会議室時間:13時00分~14時30分 対象:「まなび」分野ファシリテーター・書記役の職員

年月日	内容
平成28年 7月 7日	<ul><li>○「せいかつ」分野ありたい姿検討会議場所:本庁 大会議室時間:15時10分~17時00分 対象:「せいかつ部会」委員、「せいかつ分野」ファシリテーター及び書記</li></ul>
7月12日	<ul><li>○「いきいき」分野ありたい姿検討会議場所:本庁 大会議室時間:9時00分~10時30分 対象:「いきいき部会」委員、「いきいき分野」ファシリテーター及び書記</li></ul>
7月12日	<ul><li>○「あんしん」分野ありたい姿検討会議場所:小林市議会 第2委員会室時間:13時30分~15時00分対象:「あんしん部会」委員、「あんしん分野」ファシリテーター及び書記</li></ul>
7月12日	○「まなび」分野ありたい姿検討会議場所:小林中央公民館 集会室時間:15時30分~17時30分対象:「まなび部会」委員、「まなび分野」ファシリテーター及び書記
7月13日	〇日本生産性本部 第7回打合せ
7月13日	<ul> <li>○第2回トータルシステム部会場所:本庁 大会議室時間:13時30分~15時00分対象:トータルシステム部会員内容:・第2次小林市総合計画運用プロセス(案)について・個別計画調査について</li> </ul>
7月13日	<ul><li>○「にぎわい」分野ありたい姿調製・検討合同会議場所:本庁 第2会議室時間:14時30分~16時30分 対象:トータルシステム部会員対象:「にぎわい部会」委員、「にぎわい分野」ファシリテーター及び書記</li></ul>
7月15日	〇第2回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 大会議室時間:13時00分~15時00分対象:本部員14名内容:・経過報告・第2次小林市総合計画 基本構想の検討について①(まちづくりの基本方針・施策の大綱骨子案)
7月19日	<ul><li>○トータルシステム運用に係る打合せ場所:本庁 市長応接室時間:11時00分~12時00分 対象:企画政策課・財政課・監査委員事務局各担当者内容:トータルシステム運用に係る監査の関わり方の可能性について</li></ul>

年月日	内容
平成28年 7月19日	〇各部会長との打合せ場所:本庁 市長応接室時間:14時00分~15時00分対象:部会長・ファシリテーターリーダー内容:第1回市民WS後の各部会間の調整
7月20日~ 21日	〇トータルシステム構築に向けての「予算編成と財政計画の進め 方」セミナー」大阪市(企画政策課出席)
7月22日	<ul> <li>○第2回総合計画市民ワークショップ事前勉強会場所:本庁 市長応接室時間:16時00分~17時00分対象:ワークショップでのファシリテーター・書記役の職員内容:7/24第2回ワークショップ進行方法の確認</li> </ul>
7月24日(日)	<ul> <li>○第2回総合計画市民ワークショップ         ~真のこばやし創生をめざす市民会議         「こばやし未来計画ダイアログ KOBA★MIRA」</li> <li>場所:小林中央公民館 大集会室 他 時間:10時~16時 対象:市内関係機関・団体選出市民及び公募市民及び職員         総数150名</li> <li>内容:・「各分野*の10年後にありたい姿について」の検討・発表         ※各分野…「にぎわい」「いきいき」「まなび」「あんしん」「せい         かつ」         ・「小林市の10年後にありたい姿について」の経過報告</li> </ul>
7月24日	〇日本生産性本部 第8回打合せ
8月1日~2日	〇総合計画活用セミナー及び勉強会 東京都(企画政策課出席)
8月10日	〇第3回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 大会議室時間:15時~17時 対象:本部員14名 内容:・第2次小林市総合計画 基本構想の検討について② (まちづくりの課題・施策の大綱の素案)
8月19日	〇第2回小林市総合計画等審議会場所:野尻庁舎 大会議室場所:野尻庁舎 大会議室時間:10時~12時対象:委員20名内容:・経過報告・第2次小林市総合計画 基本構想の検討について①
8月31日	O部会長会議         場所:本庁 大会議室         時間:13時30分~15時00分         対象:各部会長         内容:基本構想の作成について

年月日	内容
平成28年 8月31日	<ul><li>○第2回小林市総合計画推進調整会議場所:本庁 大会議室時間:15時30分~17時00分対象:調整会議委員(課長級職員)内容:基本計画の作成について</li></ul>
8月31日 ~9月1日	〇日本生産性本部 第9回打合せ
9月1日	<ul> <li>○第3回トータルシステム部会場所:本庁 大会議室時間:13時30分~15時00分対象:トータルシステム部会員内容:第2次小林市総合計画運用プロセス(案)について(予算編成と評価・総合計画の期間)</li> </ul>
9月1日	<ul><li>○部会会議(あんしん・せいかつ→くらしに変更)</li><li>場所:企画政策課</li><li>時間:13時30分~15時00分</li><li>対象:あんしん部会長・せいかつ部会長</li><li>内容:あんしん・くらしの施策の大綱の内容について</li></ul>
9月8日	<ul><li>○第2小林市総合計画「基本計画」策定研修会場所:小林中央公民館 大集会室時間:13時30分~16時30分対象:各課主幹級職員内容:基本計画の作成について</li></ul>
9月8日	〇日本生産性本部 第10回打合せ
9月12日	<ul><li>○地区別計画 各地区ヒアリング(西小林地区) 場所:企画政策課 時間:16時00分~17時00分 対象:にっこばまちづくり協議会事務局 内容:地区別計画の作成のスケジュールについて</li></ul>
9月13日	〇地区別計画 各地区ヒアリング(野尻地区)場所:野尻庁舎 会議室時間:11時00分~12時00分対象:野尻地域振興課内容:地区別計画の作成のスケジュールについて
9月14日	〇地区別計画       各地区ヒアリング(須木地区)         場所:企画政策課       時間:16時00分~17時00分         対象:須木地域振興課       内容:地区別計画の作成のスケジュールについて

年月日	内容
平成28年 9月15日	<ul><li>○部会会議(いきいき)</li><li>場所:本庁 大会議室</li><li>時間:9時00分~12時00分</li><li>対象:いきいき部会</li><li>内容:いきいきの施策の大綱の内容について</li></ul>
9月15日	〇部会会議(まなび)         場所:小林中央公民館 研修室         時間:11時00分~12時00分         対象:まなび部会         内容:まなびの施策の大綱の内容について
9月23日	〇第4回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 市長応接室時間:9時~17時 対象:本部員14名 内容:現行総合計画の検証について(後期基本計画施策評価) 第2次小林市総合計画 基本構想の検討について③
9月26日	<ul><li>○第3回小林市総合計画等審議会 場所:小林中央公民館 大集会室 時間:13時30分~15時30分 対象:委員20名 内容:・経過報告 ・第2次小林市総合計画 基本構想の検討について②</li></ul>
9月28日	〇小林市議会全員協議会説明場所:小林市議会 会議室時間:本会議終了後内容:第2次小林市総合計画 基本構想(素案) について
10月6日~7日	O基本計画各課ヒアリング         場所:本庁 第2会議室他         時間:10/6 13時30分~17時15分         10/7 9時~17時         対象:全課         内容:第2次小林市総合計画基本計画 第1回各課ヒアリング
10月6日	<ul> <li>○第4回トータルシステム部会場所:本庁 第2会議室時間:16時~17時 対象:トータルシステム部会員内容:第2次小林市総合計画運用プロセス(案)について(目標管理)</li> </ul>
10月6日~7日	〇日本生産性本部 第11回打合せ

年月日	内容
平成28年 10月14日	<ul><li>○第5回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 市長応接室時間:14時30分~17時15分対象:本部員14名内容:第2次小林市総合計画 基本構想の検討について第2次小林市総合計画 基本計画の検討について①</li></ul>
10月20日	<ul><li>○第6回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 市長応接室時間:13時30分~16時対象:本部員14名内容:第2次小林市総合計画 基本計画の検討について②</li></ul>
10月24日	<ul><li>○第7回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 市長応接室時間:17時00分~19時00分 対象:本部員14名内容:第2次小林市総合計画 基本計画の検討について③</li></ul>
10月31日	<ul><li>○第8回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 大会議室場所:本庁 大会議室時間:9時~12時対象:本部員14名内容:第2次小林市総合計画 基本計画の検討について④</li></ul>
11月4日	〇第4回小林市総合計画等審議会場所:須木総合ふるさとセンター ホール時間:13時30分~16時30分対象:委員20名内容:経過報告第2次小林市総合計画 基本計画の検討について①
11月10日	<ul><li>○第9回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 大会議室時間:9時~12時対象:本部員14名内容:第2次小林市総合計画 基本計画の検討について③</li></ul>
11月11日	〇日本生産性本部 第12回打合せ
11月15日	<ul><li>○第5回小林市総合計画等審議会 場所:小林中央公民館 大集会室 時間:13時30分~16時30分 対象:委員20名 内容:経過報告 第2次小林市総合計画 基本計画の検討について②</li></ul>

年月日	内容
平成28年 12月2日	<ul><li>○第10回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 大会議室時間:13時30分~12時対象:本部員14名内容:第2次小林市総合計画 基本計画の検討について③</li></ul>
12月8日	<ul><li>○第6回小林市総合計画等審議会場所:本庁 大会議室時間:13時30分~16時30分 対象:委員20名内容:経過報告第2次小林市総合計画素案の決定</li></ul>
12月13日	〇小林市議会全員協議会説明場所:小林市議会時間:本会議終了後内容:第2次小林市総合計画 基本計画(素案)について
12月15日	〇日本生産性本部 第13回打合せ
12月15日~ 1月15日	○第2次小林市総合計画に係るパブリックコメント 期間:平成28年12月15日~平成29年1月15日
12月15日~ 平成29年 1月10日	〇職員意識調査 期間:平成28年12月15日~平成29年1月10日
1月16日	〇第11回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 市長応接室時間:9時~10時 対象:本部員14名 内容:臨時議会の対応について、将来都市像(案)の検討について
1月19日	<ul><li>○第12回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 市長応接室時間:9時~12時対象:本部員14名内容:パブリックコメント・政策討論会報告書の反映案の検討について将来都市像(案)の決定について</li></ul>
1月20日	〇日本生産性本部 第14回打合せ

年月日	内容
平成29年 1月30日	<ul> <li>○第7回小林市総合計画等審議会場所:小林中央公民館 大集会室時間:13時30分~16時30分 対象:委員20名内容:経過報告パブリックコメント・政策討論会報告書の反映案の検討について将来都市像の決定について総合計画案の決定について</li> </ul>
1月31日	<ul><li>○第8回小林市総合計画等審議会【答申】</li><li>場所:本庁 市長応接室</li><li>時間:10時30分~11時</li><li>対象:会長及び副会長</li><li>内容:第2次小林市総合計画について【答申】</li></ul>
2月2日	<ul><li>○平成29年第1回小林市議会臨時会 全員協議会場所:小林市議会 場所:小林市議会 時間:9時~17時 内容:第2次小林市総合計画(案)について</li></ul>
2月6日	<ul><li>○第13回小林市総合計画推進本部会議場所:本庁 市長応接室時間:17時~18時 対象:本部員14名 内容:全員協議会反映案等の検討について平成29年第1回小林市議会臨時会の対応について</li></ul>
2月7日	〇平成29年第1回小林市議会臨時会 告示
2月14日~ 15日	<ul><li>○平成29年第1回小林市議会臨時会 議決場所:小林市議会 時間:10時~17時内容:第2次小林市総合計画の策定について</li></ul>
2月23日	<ul> <li>○第5回トータルシステム部会場所:本庁 市長応接室時間:10時~12時 対象:トータルシステム部会員内容:第2次小林市総合計画運用プロセス(案)の検討・トータルシステムの振り返りと今後の取組について(予算編成、人事評価、行政評価)</li> </ul>
2月23日	〇日本生産性本部 第15回打合せ
2月23日	〇平成28年度協働のまちづくり推進委員会において、第2次小 林市総合計画の説明

年月日	内容
平成29年 2月28日	〇平成28年度小林市活性化懇話会において、第2次小林市総合 計画の説明
3月3日~ 17日	○平成28年度小林市まちづくり市民アンケート 期間:平成29年3月3日~3月17日 対象:市民2,000名 ※地区・年代を考慮した上で無作為抽出
3月25日	〇トータルシステム構築に向けての「議会改革の第二ステージ~ 議会から政策を回す~セミナー」東京都(企画政策課出席)
3月29日	<ul> <li>○第6回トータルシステム部会場所:本庁 市長応接室時間:13時30分~15時30分 対象:トータルシステム部会員内容:第2次小林市総合計画運用プロセス(案)の検討・トータルシステムのまとめと今後の運用・職員意識調査の結果報告と今後の運用</li> </ul>
3月29日	〇日本生産性本部 第16回打合せ

#### ○「小林市総合計画等審議会」の審議経過

#### 第1回小林市総合計画等審議会【諮問】

場所:小林中央公民館 大集会室

日時: 平成28年6月9日(木) 13時30分~15時

内容:・会長・副会長選出

・第2次小林市総合計画について【諮問】

・第2次小林市総合計画の策定について(概要説明)

・第2次小林市総合計画骨子案について

・第2次小林市総合計画基本構想について

・総合計画市民ワークショップについて

#### 第2回小林市総合計画等審議会

場所:小林市役所野尻庁舎 大会議室

日時: 平成28年8月19日(金) 10時~12時

内容: • 経過報告

・第2次小林市総合計画 基本構想の検討について①

#### 第3回小林市総合計画等審議会

場所:小林中央公民館 大集会室

日時:平成28年9月26日(月)13時30分~15時30分

内容: • 経過報告

・第2次小林市総合計画 基本構想の検討について②

#### 第4回小林市総合計画等審議会

場所: 須木総合ふるさとセンターホール

日時:平成28年11月4日(金)13時30分~16時30分

内容: • 経過報告

・第2次小林市総合計画 基本計画の検討について①

#### 第5回小林市総合計画等審議会

場所:小林中央公民館 大集会室

日時: 平成28年11月15日(火)13時30分~16時30分

内容: • 経過報告

・第2次小林市総合計画 基本計画の検討について②

#### 第6回小林市総合計画等審議会

場所:小林市役所本庁 大会議室

日時:平成28年12月8日(木) 13時30分~16時30分

内容: • 経過報告

・第2次小林市総合計画素案の決定

#### 第7回小林市総合計画等審議会

場所:小林中央公民館 大集会室

日時:平成29年1月30日(月) 13時30分~16時30分

内容: • 経過報告

・パブリックコメント・政策討論会報告書の反映案の検討について

・将来都市像の決定について

・総合計画案の決定について

#### 第8回小林市総合計画等審議会【答申】

場所:小林市役所本庁 市長応接室

日時:平成29年1月31日(火) 10時30分~11時

内容:・第2次小林市総合計画について【答申】

# ○「小林市議会」への説明等経過

	議	議会説明等スケジュール		主な策定ス	ケジュール
月	議会	会議名	内容	小林市総合計画等 審議会	小林市総合計画 推進本部
5 月				設置準備	本部設置
6 月	6月議会	議会運営委員会 (6/3) 全員協議会	「総合計画」議案の取扱い について協議依頼 説明 1 (1) 策定の概要説明 ①策定方針	第1回審議会(6/9) 【諮問】 (1)策定の概要説明 (2)総合計画骨子案検討	第1回本部会議(6/3) ※本部会議で決定したもの を各回の審議会に提案す る。
		(6/3)	②策定体制 ③策定スケジュール	(3)基本構想骨子案検討	
7 月					第2回本部会議(7/15)
8月				第2回審議会(8/19) (1)基本構想素案検討①	第3回本部会議(8/10)
9月	9月議会	全員協議会 (9/28)	説明 2 (1)経過報告 (2)基本構想素案説明	第3回審議会(9/26) (1)基本構想素案検討②	第 4 回本部会議(9/23)
10 月					第5回本部会議(10/14) 第6回本部会議(10/20) 第7回本部会議(10/24) 第8回本部会議(10/31)
11 月				第4回審議会(11/4) (1)基本計画素案検討① 第5回審議会(11/15) (1)基本計画素案検討②	第9回本部会議(11/10)
12 月	12 月 議 会	全員協議会 (12/13)	説明3 (1)総合計画素案説明	第6回審議会(12/8) (1) 基本計画素案検討3) (2)総合計画素案の決定 ⇒パブリックコメントへ	第 10 回本部会議 (12/2) (パブリックコメント) 12 月 15 日~1 月 15 日
1 月				第7回審議会 (1/30) (1)パプリックコメント等の反映 案の検討 (2)総合計画案の決定 第8回審議会 (1/31) 【答申】	第 11 回本部会議 (1/16) 第 12 回本部会議 (1/19)
2 月	臨時議会	全員協議会 (2/2.3)	説明 4 (1) 総合計画案説明		第 13 回本部会議
月	議 会	本会議 (2/14.15)	総合計画案上程		総合計画案提出
3 月					
角					第2次総合計画施行

#### ○諮問書

企第204号平成28年6月9日

小林市総合計画等審議会 会長 倉田 富夫 様

小林市長 肥後 正弘

第2次小林市総合計画について(諮問)

小林市総合計画等審議会条例第2条の規定に基づき、第2次小林市総合計画 について、貴審議会の意見を求めます。

#### ○答申書

平成 29 年 1 月 31 日

小林市長 肥後 正弘 様

小林市総合計画等審議会 会長 倉田 富夫

第2次小林市総合計画について(答申)

平成28年6月9日付け、企第204号で諮問を受けた、「第2次小林市総合計画」について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会に諮問された「第2次小林市総合計画(案)(以下、「総合計画」という。)」については、本市の今後9年間を展望した市政を、総合的かつ計画的に運営するための計画として、概ね妥当であると認めます。

なお、今後の推進にあたっては、以下の内容にご留意ください。

- (1) 本計画は、「小林市まちづくり基本条例(以下、「まちづくり基本条例」 という。)」を根拠とした計画であり、かつ、総合計画の基本理念は、ま ちづくり基本条例第4条から第6条を位置付けていることを鑑み、総合 計画及びまちづくり基本条例の趣旨及び内容について、広く市民への周 知に努め、真の協働のまちづくりの推進に努められたい。
- (2) 審議過程における各委員の意見や市民ワークショップで出された市民 の皆様のご意見を十分に参考にしていただきたい。 あわせて、推進の段階においても、市政の情報発信を積極的に行い、 幅広い年代やあらゆる分野の市民や団体等の意見を聴き、かつ、参画す る機会を十分に創出されたい。
- (3) 基本構想に掲げる将来都市像「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかとこ 小林市」の実現に向けて、基本計画に基づく事業を検証及び評価を行いながら、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、着実に実施し推進に努められたい。
- (4) 人口減少及び少子高齢化社会の進展は、本市の将来に大きな影響を及ぼすことから、総合計画を中心とした総合的かつ計画的な市政運営により、真に必要な施策を実行し、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたる持続可能なまちの実現に努められたい。

○第2次小林市総合計画策定・推進に係る体制図

上程

本部

本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 庁議委員 (市長・副市長・教育長除く)

諮問

答申

※市長の諮問に応じ調査、審議 し、その結果を市長に答申する。

# 審議会

委員 20 名以内

- (1)行政委員会の委員
- (2)各種団体の推薦する者
- (3)学識経験者
- (4)その他市長が適当と認める者

(1)総合計画の策定及び推進のための総

- 合的な企画立案及び調整 (2)総合計画の素案の決定
- (3)その他市長が必要と認める事項

市民ワークショップ

# 調整会議

会長 総合政策部長 副会長 企画政策課長

#### 委員…全課長級職員

総務課長 財政課長 管財課長 地方創生課長 危機管理課長 興課長 畜産課長 商工観光課長 建設課長 市民課長 人権同和対策 ほけん課長 生活環境課長 税務課長 福祉課長 長寿介護課長 健康推進課長 地域医療対策監 子育て支援課長 須木庁舎地域振興課 須木庁舎住民生活課長 須木庁舎地域整備課長 野尻庁舎地域振興 野尻庁舎住民生活課長 野尻庁舎地域整備課長 会計課長 教育指導監 社会教育課長 スポーツ振興課長 教育委員会野尻分室長 選挙管理委員会事務局長 須木分室長 農業委員会事務局長 農業委員会須木分室長 員事務局長 野尻分室長 水道課長

整進2整1 に関することに関すること 画  $\mathcal{O}$ 素案の 項画 頃の検討及び四の策定及び 検

)にぎわ 経済土木部

<u>(2)</u> (健康福祉部) 部

) まなび (教育部)

昼・総合政策部他) 市 民生活部 水

企画政策課) 財 政課 - タルシステム 総務課 及推(び進1) ひ調整を行うこと選に関し、実務的な事に関し、実務的な 実務的な検討計画の策定及び

対及び

部会の所掌事務及び構成は、設置目的に応じて総合政策部長が定める。 部会長及び副部会長は総合政策部長が指名する者、部会員は部会長の指名する者をもっ て充てる。

> 審議会・本部・調整会議…企画政策課 事務局 部会…部会長の指名する課

# ○第2次小林市総合計画等審議会 委員名簿

(任期: H28.6.9~H29.3.31、敬称略)

	$\Xi \Delta$	<b>4</b> € Dil	11.8日化效		委員		
	区分	種別	所属団体等	役職	氏	名	備考
1	(1)行政委員会	行政委員会	小林市教育委員会	教育委員長 職務代理者	大部薗	智子	
2	の委員	行政委員会	小林市農業委員会	会長	兒玉	厚夫	
3		市民生活	小林市区長会	会長	倉田	富夫	会長
4		須木地区	すきむらづくり協議会	副会長	河野	雄二	
5		野尻地区	輝けフロンティアのじり	代議委員	益田	吉一	
6		農畜産	こばやし農業協同組合	常務理事	假屋	昭和	
7		商工業	小林商工会議所	専務理事	岡本	直一郎	
8	(2)各種団体の	観光	小林市観光協会	副会長	小薗	勇	
9	推薦する者	医療	西諸医師会	事務局長	遊木	和敏	
10		福祉	小林市社会福祉協議会	会長	種子田	與市	
11		女性	小林市地域婦人連絡協議会	会長	上原	裕子	
12		子育て	小林市PTA協議会	副会長	田之上	美紀	
13		文化	小林市文化連盟	会長	渡邊	布美子	副会長
14		スポーツ	小林市体育協会	理事	安田	昭一	
15	(3)学識経験者	県	宮崎県西諸農林振興局	局長	河野	善充	
16	(3) 子毗淫厥有	1 11111	宮崎日日新聞 小林支局	支局長	新坂	英伸	
17		市民	市民(市民活動・青年・子育で	`)	吉村	秀昭	
18	(4) その他市長	市民	市民(移住・女性・子育て)		瀬尾	絵美	
19	が適当と認め る者	市民	市民(移住・女性・起業家)		細川	絵美	
20		市民	市民(Uターン・女性・起業家	()	大角	恭代	

#### 「真のこばやし創生をめざす市民会議」 ~こばやし未来計画ダイアログKOBAMIRA~ 市民ワークショップ参加者一覧表

// ***	h Th	±n. ±n. ±v.	/\ m=	to The	±>.+n±/.
分野	名称 <b>労</b> 典知会長連級投業会	参加者	分野	<b></b> 名称	参加者
	営農組合長連絡協議会	新 與助 <u></u> 児玉 厚夫	+	西諸防災士ネットワーク	大山 政昭 # 5
	小林市地区有害鳥獣駆除対策協議会		┨	1. 什数 宏 盟	押領司博臣
に	小林商工会議所	瀬戸本 悟       酒匂 重彰	あ		森山 <u>亮</u> 南 雄二
ぎゃ	すき商工会 北キり、ナロの物語批准物業へ		ん	西諸広域行政事務組合消防本部	
わい	北きりしま田舎物語推進協議会	小原 巧誉  横山 幸一	し	地域医療を考える会	川畑樹也
分	小林市観光協会 小林青年会議所	横山 幸一 石隈 文太	分	地域医療を考える芸	<u>山下 浩司</u> 田中 佑樹
野	/ 1/4/19   十二		野		永野 寛幸
	山びこの里実行委員会		-	小林市立病院	<u> </u>
	生き活きのじり里山	野﨑喜久男	1		渡辺 真理
	小林保育会				植 光子
	日本赤十字小林市奉仕団	後野 芙美子	┪	人権擁護委員	吉飼清勇
	小林地区保護司会	全田 英二	1	男女共同参画審議会	<u></u>
		大山 範昭	┪.		小野 鈴代
	小林市民生委員児童委員協議会	種子田 信義	せ、	更生保護女性会	外山 華
٧V		福永知子	いか		末山 勝巳
き	小林市健康推進員	田代文夫	かつ	市民活動支援センター	富吉 幸徳
γ,		柳田 きえ子	分		横山邦保
き分	小林市健康推進員・食生活改善推進員	松ヶ迫が子	野	小林市区長会	永田 晃一
野	保健医療職	柿木 由紀子	1		齊藤 輝昭
-	PIVE DAN IN	福嶋昭	1	みずがめフォーラム	吉川 辰美
	小林市老人クラブ連合会	植村輝男		宮崎銀行	山野内壮
		杉田 藤子			倉薗 華乃子
	農村女性アドバイザーOG会	富満 敏子	1	小林秀峰高等学校	田村彩
	一般社団法人 西諸医師会	永山 めぐみ			六反田 麻衣
	小林市教育委員会	山中 悦郎		小林高等学校	坂本 千奈
	<b>お</b> 歴 昌	河野 康男	Ī		市来 直哉
	教職員	押領司 誠	高		今村 拓馬
	小林市PTA協議会	留野 誠	校		上田 昇
	/小州ITIA 励 裁云	片地 亜理沙	生		黒木 亮
	小林市文化連盟	南薗 ヨシエ			谷元 和志
	7、你们文化连蓝	弓削 慶佐子			中村 斗哉
7.	昭和歌謡クラブ	丸山 みさこ			米倉 麻央
まな		黒木 ゆりこ	1		内田 莉奈
なび	うたごえフラワーズ	前原博			立山 慈
分	食育推進委員	植村 タミエ	]		嶋岡 豪士
野	X I III C X X	坂上 弘子	1		下別府 佑弥
	スポーツ推進委員協議会	山之内 茂文	1		高津佐 雄三
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	永野 仁美	4		早田 悠夏
	小林市体育協会	時任 京子	1		立元真一
		加藤隆一	公		安藤由夏
		古園拓真	募市	公募市民	西俣 咲江
	小林青年団協議会	鎌田 智起	巾民		八重尾 克哉
		山崎みなみ	1		永山 省吾
		川内 亮太	-		藤田英二
公		矢野 雄二郎	4		堀一研二郎
募市	公募市民	野﨑 未貴	-		梯拓巴
円民		立野 雄太	-		大迫 菜々香
$\perp$		鳥井 聖也			西俣 咲江

# ○第2次小林市総合計画策定本部会議 名簿

#### 1 小林市総合計画推進本部会議(事務局:企画政策課)

〇本部長 : 肥後 正弘市長

〇副本部長 : 前田 喜輝副市長 中屋敷 史生教育長

〇本部員 : 部長級職員

NO.	所属	氏名	NO.	所属	氏名
1	総務部長	上原 利秋	7	野尻総合支所長	永井 健一
2	総合政策部長	永野 信二	8	会計管理者	嶽本 強
3	経済土木部長	酒匂 重成	9	教育部長	山下 康代
4	市民生活部長	下村 光伸	10	水道局長	小園 公博
5	健康福祉部長	脇村 一也	11	市立病院事務部長	角井 孝志
6	須木総合支所長	溝俣 一郎			

#### 2 小林市総合計画推進調整会議(事務局:企画政策課)

〇会長 : 永野信二総合政策部長

〇副会長 : 山下雄三企画政策課長 (総合政策部長が指名するもの)

〇委員 : 課長級職員

NO.	所属	氏名	NO.	所属	氏名
1	総務課長	鸙野 光博	19	地域医療対策監	山田 雅彦
2	財政課長	鶴水 義広	20	子育て支援課長	中間 正路
3	管財課長	古川 伸一	21	学校教育課長	山下 康代
4	企画政策課長(兼副会長)	山下 雄三	22	教育指導監	大山 和彦
5	地方創生課長	安楽 究	23	社会教育課長	上別府 優
6	危機管理課長	峯田 勝巳	24	スポーツ振興課長	深田 利広
7	農業振興課長	永田 勉	25	須木地域振興課長	澤津 一男
8	畜産課長	大久津 和幸	26	須木住民生活課長	溝俣 一郎
9	商工観光課長	山口 恭史	27	教育委員会須木分室長	山下 康代
10	建設課長	原田 幸博	28	須木地域整備課長 (農業委員会須木分室長)	永野 宗敏
11	市民課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	指宿 敏郎	29	野尻地域振興課長	中神 正弘
12	生活環境課長	栗巣野 弘	30	野尻住民生活課長 (教育委員会野尻分室長)	鸙野 裕幸
13	税務課長	大迫 利文	31	野尻地域整備課長 (農業委員会野尻分室長)	濱田 浩
14	ほけん課長	竹内 龍一郎	32	水道課長	小園 公博
15	人権同和対策監	吉野 貴弘	33	会計課長	嶽本 強
16	福祉課長	大角 哲浩	34	監査委員事務局長	田原 秀一
17	長寿介護課長	押川 逸夫	35	農業委員会事務局長	和田 龍一
18	健康推進課長	小園 久雄			

3-1 小林市総合計画推進調整会議【各部会】(事務局:(全般)企画政策課(各部会)部会長の指名する課)

※部会の所掌事務及び構成は総合政策部長が定める。

〇各部会長及び副部会長:総合政策部長が指名する者

〇各部員:各部会長が指名する者

NO.	部会名	部会長所属	部会長氏名	備考
1	にぎわい部会	農業振興課長	永田 勉	
2	いきいき部会	福祉課長	大角 哲浩	
3	まなび部会	社会教育課長	上別府 優	
4	くらし部会	市民課長危機管理課長	指宿 敏郎	あんしん部会とせいか つ部会が統合し「くらし 部会」となった。
5	トータルシステム部会	企画政策課長	山下 雄三	

#### 3-2 小林市総合計画推進調整会議【各部会】

○総合計画市民ワークショップスタッフ(○…リーダー)

NO.	分野	所属	ファシリテーター	書記						
			○假屋 公宏	宮園 翔次						
1	1 にぎわい	経済土木部	中屋敷 一順	下湯 啓太						
			渡辺 隆光	前原 直樹						
			○峯田 孝子	吉丸 典宏						
2	いきいき	健康福祉部	池上 宗市	小坂 健一						
			澤 克彦	上原 大志						
			○漆野 照久	井上 誠二						
3	まなび	教育部	野口 健史	種子田 祐貴						
3	<b>みない</b>	教育即		金丸 恵美						
			押川 清美	榎田 康亮						
		総務部	○末永 教郁	舘下 昌幸						
4	あんしん	あんしん	あんしん	あんしん	あんしん	あんしん	あんしん	総合政策部	池田 雄市	横山 悠希
		水道局•市立病院	谷山 宏志	武田 慎一						
		市民生活部	○神之薗 敬章	西平 昭蔵						
5	せいかつ	11八土伯司	新田 浩四郎	今西 敦子						
	- C 4 7/4 7	須木庁舎 野尻庁舎	長井 英雄	舞田 至倫						

#### 4 事務局

〇総合政策部 企画政策課

所属	氏名	所属	氏名
総合政策部長	永野 信二	企画政策課 主幹	園田 恵津子
企画政策課 課長	山下 雄三	企画政策課 主任主事	宮田 衣美
企画政策課 主幹	冨満 聖子		

第2次小林市総合計画策定に係る 真のこばやし創生をめざす市民会議

# 「こばやし赤来計画ダイアログ」 "KOBA★MIRA"

# 報告書



「小林市まちづくり基本条例」冒頭の一文

『まちづくりは誰のもの わたしのもの、あなたのもの、みんなのもの」

## ◆総合計画市民ワークショップの概要 全2回開催

#### 参加者総数 市民102名 行政50名 合計152名

(1) 1回目

日 時:6月26日(日曜)10時~16時 小林中央公民館

出席者:市民 82名 行政 50名 合計132名 内 容:①総合計画と市民ワークショップの理解

②小林市の現状と課題(人口ビジョンの説明)

③ワークショップ

・小林市の10年後にありたい姿のWS

・施策の大綱の各分野毎のありたい姿のWS①

(2) 2回目

日 時:7月24日(日曜)10時~16時 小林中央公民館

出席者:市民 77名 行政 50名 合計127名

内 容:①ワークショップ

・各施策分野毎のありたい姿のWS②・まとめ

②各施策分野毎のありたい姿の発表(市民代表)

③小林市の10年後にありたい姿の意見提出

#### ◆参加者の役割

次期総合計画基本構想の計画期間(概ね10年間)の主にありたい姿について、市民の立場から意見を出すことです。総合計画は小林市という地域の計画 (=市役所の計画ではない)です。そのため、地域の計画である基本構想を、市民と行政が一緒に考えていきます。







# 第2次小林市総合計画ワークショップ こばやし未来計画ダイアログ「KOBA★ MIRA」

# 各分野毎のまちづくりの目標

- 「にぎわい」
- 「いきいき」
- 「まなび」
- 「あんしん」
- 「せいかつ」 5

#### 総合計画市民ワークショップ開催計画

真のこばやし創生をめざす市民会議「こばやし未来計画ダイアログ"KOBA★MIRA"」

#### ★市民ワークショップの目的★

基本構想のうち、「まちづくりの基本方針」と「施策の大綱」に反映することです。ワークショップの形式にすることで、相互に気づきが生まれ、より良 い意見が期待できます。

#### ★参加者の役割★

次期基本構想の計画期間(概ね10年間)の主にありたい姿について、市民の立場から意見を出すことです。基本構想は小林市という地域の計画( =市役所の計画ではない)です。そのため、意見は行政に対するものだけではありません。出された課題は行政も含めてみんなで解決していきます 。地域の計画である基本構想を、市民と行政が一緒に考えることがポイントです。

#### ★ワークショップの進め方★

- 行政と約100人の市民の協働で進めます。市民は市内関係機関・団体と公募市民で構成します。
- 施策の大綱ごとに部会に分かれます。各部会は7人程度のグループに分かれます(入れ替え1回)。職員が進行役、書記役として参画します。
- 市民WSの結果を基に庁内で「10年後にありたい姿(案)」を作成し、第2回市民WSで提案します。

1 基 本

# 第1回

日時:6月26日(日) 10:00-16:00 小林中央公民館

(全体)

- ・総合計画と市民ワークショッ プの説明:小林市の総合計画 と市民ワークショップについて 説明する。
- ・小林市の現状と課題の説明: 動画や人口ビジョンなどに基づ いて説明する。
- ・小林市の10年後にありたい 姿の検討:グループごとに小林 市の10年後にありたい姿につ いてキーワードを抽出し、全体 で確認する。

(5 部会)

- ・各分野の現状と課題の説 明:グループごとに、基礎調 査報告書に基づいて施策単 位で説明する。
- ・各分野の10年後にありた い姿の検討:グループごとに 、各分野の10年後にありた い姿についてキーワードを 抽出する。
- ·キーワードの確認:部会ご とに、キーワードについて確 認する。

(2)施策 の大綱 にぎわい ・いきいき

(5 部会) ・まなび ・あんしん ・せいかつ ・各分野の10年後にあ りたい姿の検討:グル

-プごとに、各課が整 理した各分野の10年 後にありたい姿につい て検討する。 ・各分野の10年後に

ありたい姿の確認:部 会ごとに、各分野の10 年後にありたい姿につ いて確認する。

笙2回 日時:7月24日(日) 10:00-16:00 小林中央公民館

(全体)

- ・各分野の 10年後 にありたい姿の確認 :全体で、各分野の 10年後にありたい姿 について確認する。 ・小林市の 10年後 にありたい姿の確認 : 小林市の10年後に
- ありたい姿について 確認する。

10年後にありたい姿の整理(各課) WSで抽出されたキーワードを整理し、 10年後にありたい姿(小林市と施策の大 綱ごとの目標、目標値、責務)を調製する

庁内(各課)

10年後にありたい 姿♪提示

確認結果の 提示

基礎調査報告書、 准行役、書記役

キーワードの提示

#### 「にぎわいの10年後にありたい姿」 まちづくりの目標

#### まちづくりの目標 まちづく 人も心もワクワクにぎわうまち りの目標 所得 抽出され 人も心も おもてなし たキ 人が集まる ワード 情報投資 ワクワクにぎわう 暮らし、雇用、農業などの意見を まち まとめて「所得」として整理しま した。 観光、体験などの意見をまとめて 「おもてなし」としました。 中心市街地、交通などの意見をま とめて「人が集まる」としました。 考え方 情報インフラ、情報発信などの意 キーワード キーワード キーワード キーワード 見をまとめて「情報投資」としま した。 人も心もワクワクするまちになれ 人が おもて 情報 ば、「所得」「おもてなし」「人 所得 が集まる」「情報投資」のまちに 集まる なし 投資 なると考えました。

#### 「にぎわいの10年後にありたい姿」 めざすべき状態

施策	まちづく				できる	ること
の大綱	りの目標		めざすべき状態	りざすべき状態 / 考え方		行政
	人も心	1	人が集まること	<ul> <li>子どもから高齢者まで、観光や合宿・スポーツで訪れる人も、会社も小林に集まってくる状態をめざす</li> </ul>	・豊かな地域資源を市民総 ぐるみでPRしていくこと	・地域資源をPRするための 施設の拡充をはかること
にぎ	もワクワ	2	豊かな地域資源が 活用されている こと	• 水、食べ物、方言、景観、人などの地域資源が豊富で、 それが活用されている状態 をめざす	・里山づくりに取り組むこと	・地域資源を守り、活用していく人、意識を育むこと
わい	クにぎわ	3	暮らしが豊かな こと	経済的にゆとりがあり、文 化にあふれ、道路や交通、 情報、施設などのインフラも 整備されている状態をめざ す	・経済的、精神的な豊かさを求めること	・限られた予算のなかでメ リハリのある都市基盤を整 備すること
	ぎわうまち	4	働きがいがある こと	• 働きたい場所があり、働くこ とに達成感がある状態をめ ざす	・異業種交流の場(企業対 抗運動会や意見交換会等) を設ける	・創業、事業拡大したい人 に対して適切な補助を行う こと ・異業種交流の場(企業対 抗運動会や意見交換会等) を設ける ・企業を誘致すること

#### 「いきいきの10年後にありたい姿」 まちづくりの目標

# まちづくりの目標 健康でいきいきう 笑顔のまち \*-フード つながり 健康 実顔 いきがい

まちづくり の目標	健康でいきいき つながり合う笑顔のまち
抽出された キーワード	<ul><li>つながり</li><li>笑顔</li><li>健康</li><li>いきがい</li></ul>
考え方	<ul> <li>交流、といい、経、によい、経、によい、経、にながり、といいのでは、できまというでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないできないできまりである。</li> <li>できるをを受けるというできませんが、</li> <li>できないでは、ないできないできないできないできないできました。</li> <li>できないできないできないできないできないできました。</li> </ul>

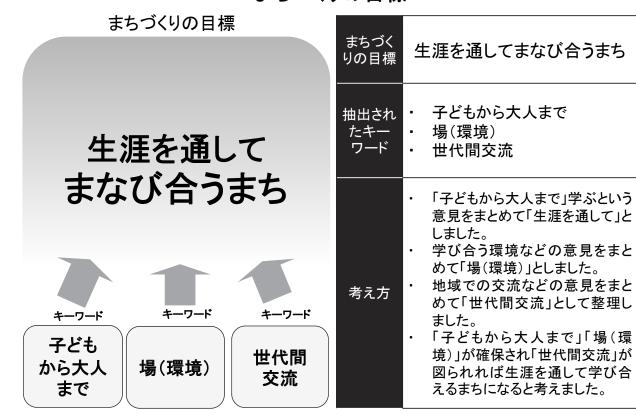
#### 「いきいきの10年後にありたい姿」 めざすべき状態

			めらりへざ状態		
施策	まちづくり		***	できる	らこと
の 大綱	あり入り   めざすべき状態   考え方		考え万 	市民	行政
	健康でい	出会いふれあい 1 支え合いがあること	<ul><li>子どもから高齢者まで世代間でも各世代でも、地域のつながりがあって、交流がしやすく、祭りやイベントなども行われている状態をめざす</li></ul>	・地区全体であいさつ運動をすること ・市民が組に加入すること・世代間交流をすること・地域単位で茶飲み場を設けること	・世代間交流の場を作ること・様々な企画イベントを行い出会える場を作ること・空き家を利用したふれあいの場づくりの推進すること
いきいき	いきいきつながり合う	2 いきがいがあること	・ 全世代に夢、目標、働く場、 遊び場、趣味のある状態をめ ざす	・自分に合った趣味をも つこと ・興味のある講座に参加 すること ・ボランティア活動をする こと ・野菜作りなどを行いおす そわけすること	・(趣味のきっかけとなるよう)講座を開催すること・何歳になっても働いて収入を得られる場を確保すること・運動する場所を提供すること・児童遊園地・児童センターの確保をすること
	笑顔のまち	ま   があり、やるきがあり、体力があり、やるきがあり、体力が	<ul> <li>いきがいがあり、心にゆとりがあり、やるきがあり、体力があり、病気の予防ができていて、いざ病気になっても安心な状態をめざす</li> </ul>	・各種検診を年1回受けること ・生活の中に運動を習慣づけること ・しっかり休みを取ること ・生活習慣を見直すこと (規則正しい生活)	・衣食住に関する定期 的な講習会等を行うこと ・正しいウォーキング方 法等、学ぶイベントを増 やすこと ・ポイント制度を継続す ること

#### 「いきいきの10年後にありたい姿」 めざすべき状態

				めらりへら仏感		<b>-</b> .
施策	まちづくり	Ī.			でき	ること
の 大綱	の目標		めざすべき状態	考え方	市民	行政
	健康	4	高齢者が元気でいること	• 高齢者が家で生活している、生き る目標がある、交流がある、地域 で見守られている状態をめざす	・交流の場を作ること ・お互いが認め合うこと ・高齢者宅を訪問すること ・高齢者に声掛けをする こと	・全国で行っている事例 を提供すること ・サロン等のサービスを 細分化すること ・市内全域にバス(普通 車)を走らせること
いきいき	でいきいきつながり合う笑顔	5	子育てが しやすいこと	・ 子どもが家庭、地域、仲間(同世 代のつながり)、職場、保育所、 学校で見守られており、病院や遊 び場がある状態をめざす	・収入額を増やすこと ・残業を極力しないこと ・職場の雇用主が子育て の求職者に理解を示すこ と	・職場の雇用主が示すさい。 ・職場を雇用主が示すさい。 をでは、 ・では
	のまち	6	子どもから高齢者 まであんしんして 医療が受けられる こと	• 子どもから高齢者まで受診できる 状態(診療科の充実)をめざす	・お薬手帳をしっかりつけること・かかりつけ医を持つの各種検診後に家庭できちんと受診すること・医療機関への時間内の適正受診をすること	・入院施設の整った病院 が市内にあるかそれに近 い状態を作ること ・医者を確保すること ・在宅医療が進んでいる こと ・夜間の教急医療が市内 で対応できること

## 「まなびの10年後にありたい姿」 まちづくりの目標



#### 「まなびの10年後にありたい姿」 めざすべき状態

		_		めとすべる状態		
施策	まちづく		めざすべき状態	考え方	できる	ること
の 大綱	りの目標		いこり、これ版	ラル川	市民	行政
		1	みんながいつまでも学べること	<ul><li>生涯をとおしていつまでも健康で学ぶことができる状態をめざす</li></ul>	・「学び」と「健康」に興味を持ち、互いに声をかけ合い、参加すること	・学びの場を提供すること ・健康に関する情報・機 会を提供すること
	生	2	地域の教育力が 学校で生かされて いること	学校と地域に心理的・物理的な垣根がなく、地域と学校が協働で教育に取り組んでいる状態をめざす	・学校に積極的にかか わること ・得意分野をつくること	・学校のコミュニティーセンター化を図ること ・市民が積極的にかかわれるシステムをつくること
まな	涯を通してま	3	だれでもいつでも 学べる・学ばせる場が整ってい ること	<ul> <li>市民が教育に関わり、それによって 地域人材が育成され、地域間の交流・世代間の交流が図られている状態をめざす</li> <li>環境によって学ぶことをあきらめることがない状態をめざす</li> <li>互いに認め合い高めあうことができる状態をめざす</li> </ul>	・自分のスキルを高め合 い、そして、共有すること <b>③両方</b> ・ <b>人材を育</b>	・公共施設の開放と充実 を図ること ・多様な講座を開設する こと <b>.</b>
び	なび合うまち	4	身近に文化・芸術を感じられること	・ 身近に多様な文化・芸術を身近に感 じられる状態をめざす	・文化・芸術に興味関心を持って参加すること・世代間で地域の歴史・文化を語り継ぐこと	・日常的に文化芸術に触れ合える場所をつくること・情報発信を積極的に行うこと・拠点を整備すること
	まち	5	いつまでもスポーツができること	<ul> <li>ジュニア(部活)~社会人~シニアの 各ステージでスポーツが行われてい る状態をめざす</li> </ul>	・スポーツする日をつくる こと ・スポーツサークルへの 参加呼びかけを行うこと	・スポーツ施設の整備を 行うこと ・世代を超えたスポーツイ ベントを企画すること ・指導者の育成を行うこと
		6	食育が学べること	• 地域や学校で食育を推進する環境があり、人材や資源を活用できる状態 をめざす	・家庭での食事環境を徹底すること・郷土料理を伝承していくこと	・郷土料理・地産地消の 推進を図ること ・場を提供すること

#### 「あんしんの10年後にありたい姿」 まちづくりの目標

#### まちづくりの目標



まちづくりの 目標	みんなの絆で あんしんなまち
抽 出 され た キーワード	<ul><li>自助・共助</li><li>・ 笑顔</li><li>あんしん</li></ul>
考え方	<ul> <li>みんなで助け合う、支えあうなどの意見をまとめて「自助・共助」として整理しました。</li> <li>健康や住環境などの意見をまとめて「笑顔」としました。</li> <li>防災、耐震、医療などの意見をまとめて「あんしん」としました。</li> <li>みんなの絆で笑顔の見えるあんしんなまちになれば、「自助・共助」「笑顔」「あんしん」のまちになると考えました。</li> </ul>

#### 「あんしんの10年後にありたい姿」 めざすべき状態

				めらりへさ仏思		
施策の	まちづくり			4.5.1	でき	ること
大綱			めざすべき状態	考え方	市民	行政
	みん	1	災害時にみんなが 助け合えること	・ 子どもから大人までみんなが自ら行動でき、助け合える状態(子ども…防災教育、大人…防災意識の向上)絆が生まれる状態をめざす	・災害について関心(危機感)を持つこと・避難所の確認を行うこと・防災訓練を実施すること	・市民が災害について関心を持つために市民と協力して訓練や勉強会を実施するよう区に促すこと・防災訓練等の実施についてサポートすること・災害発生時に備えてBCPの整備を行うこと
あんし	なの絆であり	2	いつまでもきれいな おいしい水が 飲めること	• 現在のきれいでおいしい水 が維持された状態をめざす	・水について知識を 深めること ・節水に努めること ・ごみの分別を行う こと	・おいしさのPRを行うこと(小林のおいしい水についての教育等も含む→市民がもっと小林の水につて知識を深めること)・水源の維持管理をすること
<i>λ</i>	んしんなまち	3	あんしんして住める まちであること	<ul> <li>災害時においても、住宅や上下水道などがあんしんできる状態をめざす</li> <li>ライフラインの早期復旧が望めるまちの状態をめざす</li> <li>交通事故、犯罪の少ないまちの状態をめざす</li> </ul>	・心にゆとりをもつ こと ・マナーを守ること ・地域で見守ること ・耐震性のある住宅 に住むこと	・災害に強いインフラ整備を行うこと ・災害や事故、盗難等の 被害事例を生かした勉強 会を開催すること
	5	4	隣の顔が見える まちであること	• 隣近所で日常的にコミュニ ケーションがとられている 状態をめざす	・あいさつを心掛け ること ・すべての住民が自 治会に加入すること	・あいさつがあるまちづくりの推奨をすること (強化月間等) ・サポート体制を充実すること ・正確な情報を市民へ提供すること

#### 「せいかつの10年後にありたい姿」 まちづくりの目標



まちづくり の目標	支え合い自然と共に生活できるまち
抽出され たキー ワード	<ul><li>・ 支え合う</li><li>・ 認め合う</li><li>・ 生活しやすい</li><li>・ 自然・環境</li></ul>
考え方	<ul> <li>人と人との良好な関係、交流の場などの意見をまとめて「支え合い・認め合い」として整理しました。</li> <li>若い世代も残れる、年齢に関係なく社会で活躍できるなどの意見をまとめて「生活しやすい」としました。</li> <li>きれいな自然を残したい、豊かな自然を維持したいなどの意見をまとめて「自然・環境」としました。</li> <li>人と人とが支え合い認め合い生き生きと暮らし、自然と共に生活しているまちになれば、「支え合い認め合い」「生活しやすい」「自然環境」のまちになると考えました。</li> </ul>

#### 「せいかつの10年後にありたい姿」 めざすべき状態

施策の	まちづくり		めざすべき状態 考え方		でき	ること
大綱	の目標		<b>のとすべる</b> 仏感	与人刀	市民	行政
	支え合い自然-	1	全ての市民で支え合えること	• 一人ひとりを支え合い 認め合いより生活しや すい状態をめざす	<ul> <li>交流の場や地域でコミュニケーショち協力を持ち協力すること</li> <li>相談窓口等を利用・活用すること</li> <li>積極的にコミュニケーションツールを利用すること</li> </ul>	<ul> <li>世代・性別・国籍にとらわれない交流の場や政策を整備していくこと</li> <li>総合窓口や地域で相談する人・場所を設置・PRすること</li> <li>利用しやすいコミュニケーションツールを構築すること</li> </ul>
せいかつ	と共に生活できるまち	2	美しい自然が残っていること	<ul><li>水・自然が維持された 状態をめざす</li><li>美しい自然を残すため に自然と共生する状態 をめざす</li></ul>	・ ゴミの変をなるすることになっていないないないないでは、ないないないでは、ないないないでは、ないないないでは、ないないないでは、ないないでは、ないでは、	・ ゴミの 減量を かっする はいい できない かい できない かい できない かい できない かい できない できない できない できない できない できない できない できな

#### ○小林市まちづくり基本条例

平成25年3月29日 条例第2号

「まちづくりは誰のものわたしのもの、あなたのもの、みんなのもの」

#### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 まちづくりの基本理念(第4条)
- 第3章 市民の権利と責務(第5条・第6条)
- 第4章 市議会等の責務(第7条・第8条)
- 第5章 市長等の責務(第9条・第10条)
- 第6章 市政運営(第11条—第16条)
- 第7章 情報の共有(第17条)
- 第8章 参画と協働(第18条-第22条)
- 第9章 住民投票(第23条)
- 第10章 条例の改正(第24条)

#### 附則

わたしたちの暮らす小林市は、南西部には霧島連山を、北部には九州山地を望み、山の恵みを湛えた湧水などに恵まれた自然環境、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれた愛すべきまちです。

さらに、全国でも有数の和牛生産をはじめとした畜産業、メロン・ぶどう・栗・露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業、商工業との連携の中で発展してきました。

これからも自然や文化、産業の調和を図りながら、市民が力を合わせて「ふるさと小林市」を守り育てていかなければなりません。

また、社会環境の大きな変化や予測のできない自然災害の中でも、市民それぞれが自ら生き抜く意志を持ち、お互いの助け合い・支え合いの心を持って、絆を育んでいくことが必要です。

わたしたちは、子どもからお年寄りまでみんなが安心して健康で幸せに暮らしていけるまちをめざして、ひとり一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、小林市(以下「市」という。)におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、市民が主体のまちづくりを協働により推進することを目的とする。

#### (条例の位置付け)

- 第2条 市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。
- 2 市議会及び市の執行機関は、条例、規則等の制定又は改廃及び政策等の立案に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

#### (用語の定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業者 及び団体をいう。

- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業管理者の権限を行う市長並びに地方公営企業管理者をいう。
- (3) 参画 市の政策等の企画・立案、実施及び評価の各段階に市民が主体的に参加して関わることをいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの果たす責任及び役割を自覚し、 互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。
- (5) 地域コミュニティ ある一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集まりをいう。

第2章 まちづくりの基本理念

- 第4条 まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。
- 2 まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。
- 3 まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

- 第5条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。
  - (1) 市政に関する情報を知る権利
  - (2) まちづくりに参画する権利

(市民の責務)

- 第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとする。
- 2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に得るよう努めるものとする。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 4 市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、その活動に参加又は協力するよう努めるものとする。

第4章 市議会等の責務

(市議会の責務)

- 第7条 市議会は、市民の意思を代弁し、市政に反映させる意思決定機関であり、市民の負託に応えるため、市政の監視及び是正の機能を果たさなければならない。
- 2 市議会は、市民に対して開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。
- 3 市議会は、政策提言及び政策立案の活動強化を図るよう努めるものとする。 (市議会議員の責務)
- 第8条 市議会議員は、協働によるまちづくりを推進するという認識に立ち、市民生活の向上及び市政発展をめざし、市民の代表として議会活動に努めなければならない。
- 2 市議会議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策 立案及び議会運営に反映させるよう努めなければならない。

第5章 市長等の責務

(市長の責務)

- 第9条 市長は市政の代表として、公正かつ誠実な市政運営を行うとともに、市民の意向を 適切に把握し、総合的かつ効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 市長は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければならない。
- 3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、効率的な組織の運営に 努めなければならない。

(市職員の責務)

- 第10条 市職員は全体の奉仕者として、市民のためにこの条例を遵守し、公正かつ誠実に 職務を遂行しなければならない。
- 2 市職員は、職務遂行に必要な能力の向上に努め、市民に質の高い行政サービスの提供を 図り、市民の信頼を得るよう努めなければならない。
- 3 市職員は、市民であることを自覚し、まちづくりに自主的かつ積極的に参加しなければ ならない。

第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第11条 市の執行機関は、公正で透明性の高い開かれた市政運営に努めるとともに、その 過程において市民の参画を積極的に推進しなければならない。

(総合計画等の策定)

- 第12条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを 実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定し、これを効率的かつ効果 的に推進しなければならない。
- 2 市の執行機関は、各分野の計画を立案する場合は、総合計画に即して策定するものとす る。

(行政評価)

- 第13条 市の執行機関は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、行政評価を実施し、 その結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。
- 2 市の執行機関は、第三者機関による行政評価を行い、評価の透明性・公正性を高めるよう努めなければならない。
- 3 市の執行機関は、行政評価の結果を活用し、事務事業を見直すとともに、これを予算の 編成に反映しなければならない。

(財政運営)

- 第14条 市の執行機関は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、予算編成及び執行に努めなければならない。
- 2 市の執行機関は、財源の確保及び財産の適正な管理に努め、その効率的かつ効果的な活 用を図らなければならない。
- 3 市の執行機関は、財政運営の透明化を図るため、財政状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(説明責任)

第15条 市の執行機関は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至る過程 において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

(意見、要望等への対応)

- 第16条 市の執行機関は、市政に関する意見、要望等については、迅速かつ公正に対応しなければならない。
- 2 市の執行機関は、市民からの意見、要望等に迅速に対応するため、その体制づくりに努めなければならない。

第7章 情報の共有

- 第17条 市民、市議会及び市の執行機関は、参画と協働によるまちづくりを推進するため に必要な情報を共有するものとする。
- 2 市議会及び市の執行機関は、市民に対して市政に関する情報を迅速かつ適切に公開する とともに、積極的に提供しなければならない。

第8章 参画と協働

(参画及び協働の推進)

- 第18条 市の執行機関は、まちづくりの主体である市民の市政への参画の機会を積極的に 創出するよう努めなければならない。
- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの責任や役割を理解し、協働によるまちづくりを進めなければならない。

(パブリック・コメント制度)

- 第19条 市の執行機関は、市の重要な政策等の立案に当たっては、その趣旨、内容その他 必要な情報を公表し、市民に意見を求めなければならない。
- 2 市の執行機関は、市民に意見を求めた場合、提出された意見を考慮し、政策等の意思決 定を行うものとする。

(政策提案制度)

第20条 市の執行機関は、市民のまちづくりに関する提案を受け、政策等に反映させる制度を整備し、その充実に努めなければならない。

(市民活動の促進)

- 第21条 市民は、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動に対する理解を深めるよう努めるものとする。
- 2 市議会及び市の執行機関は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、市民活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

(地域コミュニティ活動の推進)

- 第22条 市民は、まちづくりにおいて地域コミュニティの果たす役割を認識し、地域コミュニティ活動を推進するよう努めるものとする。
- 2 市議会及び市の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ 活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

第9章 住民投票

- 第23条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。
- 2 前項の規定により住民投票を実施する場合、その実施に関し必要となる事項は、その都 度条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第10章 条例の改正

第24条 市長は、社会情勢等の変化により、この条例を改正するときは、市民の意見を適切に反映しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に議会の議決を経て策定し、推進している総合計画は、この条例 による第12条第1項の規定による総合計画とみなす。現にある各分野の計画にあっても、 この条例による第12条第2項の規定により策定されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にある条例、規則等の市例規(以下「条例等」という。)は、この条例の基本理念に基づき制定されたものとみなす。
- 4 第2項後段及び前項の規定にかかわらず、この条例の施行に伴い整備が必要な各分野の計画、条例等は、この条例の施行の日から6月を超えない範囲で変更又は制定し、施行するものとする。

#### ○小林市総合計画等審議会条例

平成18年3月20日 条例第34号 改正 平成21年12月25日条例第64号 平成24年12月20日条例第34号 平成27年3月27日条例第14号

(設置)

第1条 小林市まちづくり基本条例 (平成25年小林市条例第2号) 第12条第1項の規定に基づく 小林市総合計画及び国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) 第8条の規定に基づく小林市国 土利用計画の策定のため、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基 づき、小林市総合計画等審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条に規定する計画について市長の諮問に応じ調査、審議し、その結果を市 長に答申するものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 行政委員会の委員
  - (2) 各種団体の推薦する者
  - (3) 学識経験者
  - (4) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代 理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。 (意見の聴取等)
- 第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又 は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成21年12月25日条例第64号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第34号)抄 (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成27年3月27日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### ○小林市総合計画推進本部設置要綱

平成 28 年 5 月 10 日 告示 第 176 号

(設置)

第1条 小林市まちづくり基本条例(平成25年小林市条例第2号)第12条第1項に 規定する総合計画(以下「総合計画」という。)を策定し、及び推進するため、小 林市総合計画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 総合計画の策定及び推進のための総合的な企画立案及び調整に関すること。
  - (2) 総合計画の素案の決定に関すること。
  - (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は小林市事務組織規則 (平成22年小林市規則第109号)第20条第4項に規定する者(市長、副市長及び 教育長を除く。)をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 本部の会議は、本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に関係職員及び関係者の出席を求めることができる。

(小林市総合計画推進調整会議の設置)

- 第5条 本部に小林市総合計画推進調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。
- 2 調整会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 総合計画の素案の検討及び調整に関すること。
  - (2) その他総合計画の策定及び推進に関し必要な事項の検討及び調整に関すること。
- 3 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 4 会長は総合政策部長を、副会長は企画政策課長を、委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 5 会長は、調整会議の事務を総理し、調整会議を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 調整会議の会議は、会長が招集する。

(部会)

- 第6条 総合計画の策定及び推進に関し、実務的な検討及び調整を行うため、調整会 議に部会を置くことができる。
- 2 部会の所掌事務及び構成は、設置目的に応じて、総合政策部長が別に定める。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長及び副部会長は総合政策部長が指名する者を、部会員は部会長の指名する者をもって充てる。
- 5 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集する。
- (庶務)
- 第7条 本部及び調整会議の庶務は企画政策課において、部会の庶務は部会長の指名 する課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、本部、推進会議及び部会の運営に関し必要な 事項は、本部長、会長及び部会長がそれぞれ別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
  - (小林市庁内総合計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 小林市庁内総合計画策定委員会設置要綱(平成 18 年小林市告示第 302 号の 2)は、廃止する。

#### 別表(第5条関係)

総務課長 財政課長 管財課長 地方創生課長 危機管理課長 農業振興課長 畜産課長 商工観光課長 建設課長 市民課長 人権同和対策監生活環境課長 税務課長 ほけん課長 福祉課長 長寿介護課長 健康推進課長 地域医療対策監 子育て支援課長 須木庁舎地域振興課長 須木庁舎住民生活課長 須木庁舎地域整備課長 野尻庁舎地域振興課長 野尻庁舎住民生活課長 野尻庁舎地域整備課長 会計課長 学校教育課長 教育指導監 社会教育課長 スポーツ振興課長 教育委員会須木分室長 教育委員会野尻分室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 農業委員会事房分室長 水道課長

#### 第2次小林市総合計画策定方針

平成28年4月13日 小林市総合政策部企画政策課

#### 1. 策定趣旨

第1次小林市総合計画は平成28年度に最終年度を迎える。そこで、小林市まちづくり 基本条例第12条に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るための新たな総合計画を 策定する。

#### 2. 基本方針

第2次小林市総合計画は以下を基本方針として策定を進める。

#### 2.1. 協働できる計画: まちづくり基本条例の具体化

今後、本市は本格的な人口減少時代を迎える。これは税収の減少をもたらし、市はこれまでどおり行政サービスを提供できない可能性がある。そこで、今後は市民と協働して行政サービスを提供することがより重要になる。しかし、新総合計画が各主体の役割のはっきりしない計画だったとしたら、市民が役割を果たすことはほぼ不可能になる。また、本市では平成25年に小林市まちづくり基本条例を施行した。同条例では市民の責務も規定されている。新総合計画は同条例の施行後、初めて策定する市の最上位の計画として、この責務を具体化する必要があると考えられる。そこで、第2次小林市総合計画では小林市まちづくり基本条例に示された各主体の責務を具体化し、市民と協働できる計画を策定する。

#### 2.2. オーナーシップを持てる計画:市民参画、職員参画

自分たちで総合計画を策定していないとしたら、いくら計画に市民の役割がはっきり書いてあっても、計画は他人事になってしまう。そればかりか、"押し付けられた"計画となり、市民が役割を果たすことは一層難しくなるかもしれない。また、一部の職員だけが計画を策定してしまうと、それ以外の職員にとって計画は他人事になってしまう。結局は、計画という情報は良くできてもその達成が難しくなる。そこで、第2次小林市総合計画では積極的な市民参画、職員参画によって、市民にとっても職員にとってもオーナーシップを持てる計画を策定する。

#### 2.3. 実効性のある計画: トータル・システムの構築

総合計画は情報に過ぎない。計画は運用されて始めて実現されることになる。本市には 予算、行政評価、人事評価といった総合計画を運用するための様々なシステム(仕組み) がある。いくら計画がわかりやすくて、職員が計画にオーナーシップを持っていても、総 合計画とこれらのシステムがバラバラの方向を向いていたら、計画は実現され難くなって しまう。そこで、第2次小林市総合計画では全てのシステムが同じベクトルの状態(=ト ータル・システム)を構築し、実効性のある計画を策定する。

#### 3. 計画体系

第2次小林市総合計画は以下の計画体系とする。

#### 3.1. 基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画として基本構想を 策定する。基本構想は地域を対象とした計画として、まちづくり基本条例における各主体 の責務を具体化し、市民主体で策定する。計画期間は長期とする。

#### 3.2. 地区別計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、市民の責務をより具体化した計画として地区別計画を策定する。地区別計画は地区を対象とした計画として、基本構想に基づき地区主体で策定する。計画期間は各地区で定めることとし、計画期間内であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することとする。

#### 3.3. 基本計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、市長・市職員の 責務をより具体化した計画として基本計画を策定する。基本計画は行政を対象とした計画 として、基本構想に基づき行政主体で策定する。また、施策体系は組織、内容はまち・ひ と・しごと創生総合戦略との整合を図る。計画期間は市長任期と整合を図り、計画期間内 であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することとする。

#### 3.4. 実施計画

基本計画で定められた市の施策を具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画として実施計画を策定する。実施計画は予算と一体化した計画とする。また、事務事業の単位は組織、内容はまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図る。計画期間は3ヵ年とし、毎年度ローリングする。

#### 4. 策定体制

第2次小林市総合計画は以下のように策定を進める。各計画の素案は部長級で構成される総合計画推進本部会議で検討し、総合計画審議会で審議する。また、課長級で構成される総合計画推進プロジェクト・チーム(PT)を設置する。PTでは計画の総合的な調整を行う。さらに、基本計画の施策大綱毎等にワーキング・チーム(WT)を設置する。WTでは、具体的な計画の内容の作成等を行う。

#### 4.1. 基本構想

基本構想は地域が主体的に策定する。具体的には主として市民ワークショップで策定する。市民ワークショップは公募市民等で構成し、基本構想の市民と市長・市職員の責務の 具体化や目標について各課と協働で素案を作成する。

#### 4.2. 地区別計画

地区別計画は地区が主体的に策定する。具体的にはきずな協働体で自主的な計画として、 順次策定する。きずな協働体では地区ごとに市民と市長・市職員の責務の具体化や目標に ついて各課と協働で素案を作成する。

#### 4.3. 基本計画

基本計画は行政が主体的に策定する。具体的には主として各課で素案を作成する。また、 基本計画の策定と並行して企画・財政・人事ワーキング・グループ(WG)を設置する。 WGでは、平成27年度に実施したトータル・システム診断の結果を踏まえ、総合計画の 実効の確保のあり方について検討する。

#### 5. 策定スケジュール

基本構想及び基本計画については平成28年中に原案を作成し、平成29年3月の議会での議決を予定している。地区別計画についてはきずな協働体が設置された地区で順次策定する。

#### 「小林市まちづくり市民アンケート」実施要領

平成29年3月1日小林市企画政策課

#### ■目的

平成29年度からの「第2次小林市総合計画」に掲げた目標値や、まちづくりに対する市民の意向を把握し、計画の実現を目指すことを目的に実施する。

#### ■内容

- (1) アンケート項目
  - ①属性
  - ②基本構想の評価…・将来都市像の実現度
    - ・施策の大綱に掲げる「目指すべき状態」の実現度
  - ③基本計画の評価…・基本計画に設定した目標値の内、このアンケート 形式でなければ測定できないもの。
    - ・基本計画の目標値には設定していないが、各施策 の現状把握や満足度等を測定するもの。
    - ・各課所管個別計画の目標値で、毎年数値を測定していく必要があるもの。
  - ④まちづくりへの提言…・自由表記により、小林市のまちづくりをよりよいものにしていくための、市民の意見、提言をいただく。
- (2) 調査対象
  - ①対象数 : 16 歳以上の男女 2,000 名 (抽出日はデータ作成日)
  - ②抽出 :無作為抽出。

ただし、地区(小林・須木・野尻町)と、年代(10~20代、 30代、40代、50代、60代、70代以上)について、H27国勢 調査の人口を参考の上、条件を設定する。

- (3) 結果の活用
  - ①第2次小林市総合計画の進捗管理
  - ② リークス の評価の基礎資料
- (4) 実施時期

平成 28 年度は、現状値の把握の調査とし、以後基本計画の期間内 (H29 年度から H37 年度までの 9 年間) は、毎年、年度末に実施する。

- (5) その他結果は市民へ公表する。
- (6) 平成28年度小林市まちづくり市民アンケートの概要
  - ①調査期間:平成29年3月3日(金) $\sim$ 3月17日(金)
  - ②調査対象数:2,000 名

# 平成 28 年度(平成 29 年3月) 小林市まちづくり市民アンケート

#### アンケートご協力のお願い

日頃より市政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

市では、現在、平成25年に制定しました「小林市まちづくり基本条例」に基づき、協働のまちづくりを推進しております。そして、条例の具現化を一つの方針として、今年度、平成29年度からの「第2次小林市総合計画(将来都市像:みんなでてなむ笑顔あふれる じょじょんよかとこ 小林市)」を策定いたしました。

この調査は、「第2次小林市総合計画」において掲げた施策について、計画期間である平成29年度から平成37年度までの9年間、毎年、市民の皆様のお考えをお聞きしながら、その変化を捉え、計画推進に反映させるために実施するものです。回答いただいた内容は、掲げた将来都市像の実現を目指していくための重要な基礎資料となります。

このような趣旨から、市内各地域、幅広い世代の方々のご意見をお聞きすることが、市全体の傾向の把握に極めて重要になってまいりますので、回答へのご協力をお願いするものです。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、趣旨をご理解いただきまして、ご回答ください ますようよろしくお願い申し上げます。

平成29年3月小林市長 肥後 正弘

#### ご記入にあたって

- ■調査対象者については、小林市にお住まいの方を対象に、2,000 人をコンピューターで無作為に抽出させていただきました。(地区、年代を考慮し抽出しているため、1世帯に対し、複数の方が対象となられている場合もございます。)
- ■無記名式です。あなたのお名前を書く必要はありません。
- ■あて名のご本人がお答えください。ただし、病気入院中や長期出張等によりご本人による回答が難しい場合は、ご家族方など代わりの方がご回答くださいますようお願いします。
- ■該当する項目の番号に"〇"を付けてください。 「その他」を選択した場合や、自由表記については、具体的な記入をお願いします。
- ■ご記入いただいた調査票は**3月17日(金曜)までに郵便ポストへご投函**ください。

〇アンケートに関するご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

担 当:小林市役所 総合政策部 企画政策課 電 話:0984-23-0456 FAX:0984-25-1037 E-mail:k kikaku@city.kobayashi.lg.jp

#### ★★『平成 28 年度小林市まちづくり市民アンケート』はここからです★★

# 1 あなた(回答者)ご自身のことについて

○ 性別

当てはまる番号にOをつけてください。

1 | 男性 | 2 | 女性

#### ○ お住まいの地域

1	小林小校区	2	南/校区	3	細別校区	4	西小林小校区	5	三松小校区
6	東方小校区	7	永久津小校区	8	幸ケ丘小校区	9	須木小校区	10	野小校区
11	栗觓校区	12	紙屋小校区						

#### ○ 年齢

1	10 歳代	2	20 歳代	3	30 歳代	4	40 歳代
5	50 歳代	6	60 歳代	7	70 歳以上		

#### ○ 配偶者の有無

○ 子どもの有無

1 あり 2 なし

(子ども ありの方)

○ 18歳未満の子どもの有無

1 あり ( 人) 2 なし

1	あり	2	なし
---	----	---	----

#### 〇 職業

1	自営業者	2	会社員・公務員等	3	パート・アルバイト
4	専業主婦 (主夫)	5	学生 (高校)	6	学生 (専門学校・大学等)
7	無職	8	その他(		)

#### ○ 業種(上記1~3の職業をお答えいただいた方のみ)

1	農業	2	林業	3	漁業
4	鉱業	5	建設業	6	製造業
7	電気・ガス・熱供給・ 水道業	8	情報通信業	9	運輸業
10	卸売・小売業	11	金融・保険業	12	不動産業
13	飲食店・宿泊業	14	医療・福祉	15	教育・学習支援業
16	サービス業	17	公務	18	その他

#### ○ 勤務先・通学先

	1	小林市内	2	宮崎市	3	えびの市
	4	高原町	5	都城市	6	宮崎県内(1・2・3・4・5 以外)
Ī	7	宮崎県外	8	なし	9	その他

#### ○ 居住年数

1	1年未満	2	1年以上5年未満	3	5 年以上 10 年未満
4	10 年以上 20 年未満	5	20 年以上		

# 2 基本構想の評価について

-		は、市民が主体で策定した「市総合計 」について、"目指す状態"を次のと	1	2	3	4	5
お 計 あ が 。 NO	そう思う	ややそう思う	ややそう思わない	そう思わない	分からない		
NO		小林市のまちづくりの目指す状態 〇〇〇	1	2	3	4	5
都市像	(1/1/	みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかとこ 小林市	1	2	3	4	5
(1)	IC.	人が集まっていてにぎわいがある	1	2	3	4	5
(2)	ぎわ	豊かな地域資源が活用されている	1	2	3	4	5
(3)	い	暮らしが豊かである	1	2	3	4	5
(4)	分 野	働きがいがある	1	2	3	4	5
(5)		出会い、ふれあい、支え合いがある	1	2	3	4	5
(6)	い	健康・いきがいがある	1	2	3	4	5
(7)		高齢者が元気でいられる	1	2	3	4	5
(8)	きいき分	障がい者が夢や目標を持てる	1	2	3	4	5
(9)	野	子育てがしやすい	1	2	3	4	5
(10)		あんしんして医療が受けられる	1	2	3	4	5
(11)		だれでもいつまでも学べる	1	2	3	4	5
(12)		市民総がかりの教育が行われている	1	2	3	4	5
(13)	まなび分野	だれでもいつでも学べる・学ばせる場が整っている	1	2	3	4	5
(14)	分 野	身近に文化・芸術を感じられる	1	2	3	4	5
(15)	_,	いつまでもスポーツができる	1	2	3	4	5
(16)		食について学べる	1	2	3	4	5
(17)		災害時にみんなが助け合える	1	2	3	4	5
(18)	< 5	美しい自然が残り、いつまでもおいしい水 が飲める	1	2	3	4	5
(19)	くらし分野	安心して住めるまちである	1	2	3	4	5
(20)	野	隣の顔が見え、支え合うまちである	1	2	3	4	5
(21)		今後も小林市に住み続けたい	1	2	3	4	5

# 3 基本計画の評価について

題につ	なたは、小林市で現在、取り組んでいる施策課 ついてどのように感じていますか。該当数字に つけてください。(〇はそれぞれ1つ)	1 そう思う	2 ややそう思う	3 ややそう思わ	4 そう思わ	5 分からな
NO	項目	•	恵う	思わない	ない	()
	(例) 〇〇〇	1	2	3	4	5
(1)	住んでいる地域のつながりは強い	1	2	3	4	5
(2)	自治会 (区・組)等の地域コミュニティ活動は必要だ	1	2	3	4	5
(3)	住んでいる地域の防犯灯·安全灯の設置状況は十 分だ	1	2	3	4	5
(4)	日常的に何らかの災害に対する備え(水・食料・生活必需品の備蓄、避難所の確認、非常用持ち出 し品の準備等)をしている	1	2	3	4	5
(5)	小林市では「安心・安全なまちづくり」が実現で きている	1	2	3	4	5
(6)	小林市は子育て環境が充実している	1	2	3	4	5
(7)	小林市では「安心して妊娠・出産・子育てができ るまち」が実現できている	1	2	3	4	5
(8)	小林市の小・中学校で「子どもを学ばせたい」	1	2	3	4	5
(9)	市内の地域公共交通機関(鉄道・路線バス・コミュニティバス・野尻福祉バス等)は便利だ	1	2	3	4	5
(10)	市の職員の窓口・電話等の対応は良い	1	2	3	4	5

#### 3-1 まちづくり全般について

(11) 3ページ「3基本計画の評価について」で、(2)自治会(区・組)等の地域コミュニティ活動は必要だ、について、「1 そう思う」「2 ややそう思う」と回答した方にお聞きします。

なぜ、地域コミュニティ活動が必要だと思いますか。以下の選択肢の中から、 最もよく当てはまるものを1つ選び、番号に〇印をつけてください。

(Oは1つ)

- 1 隣人同士が顔見知りになることが大切だから。
- 2 災害など、いざという時に地域でのつながりが大切だから。
- 3 防犯や交通安全など、地域の安全を守るための活動が大切だから。
- 4 清掃や環境整備など良好な生活環境を維持するための活動が大切だから。
- 5 回覧板などでの情報の共有が大切だから。
- 6 少子高齢化や人口減少時代に、各地域の課題を解決するためには地域で話し合い解決することが大切だから。
- 7 その他(
- (12) 3ページ「3基本計画の評価について」で、(2)自治会(区・組)等の地域コミュニティ活動は必要だ、について、「3 ややそう思わない」「4 そう思わない」と回答した方にお聞きします。

なぜ、地域コミュニティ活動が必要ないと思うのですか。以下の選択肢の中から、最もよく当てはまるものを1つ選び、番号に〇印をつけてください。

(0は1つ)

- 1 隣近所の付き合いは必要ないから。
- 2 自治会などに加入しなくても隣近所との付き合いや生活に支障はないから。
- 3 自治会活動に参加する時間がないから。
- 4 一時的に住んでいるだけだから。
- 5 自治会などの会費を払いたくないから。
- 6 自治会への加入の仕方が分からないから。
- 7 その他( )
- (13) 3ページ「3基本計画の評価について」で、(6)小林市は子育て環境が充実している、について、「3 ややそう思わない」「4 そう思わない」と回答した方にお聞きします。

どのような点で子育て環境が充実していないと思いますか。また、充実させるにはどのような施策が必要だと思いますか。

(14)	あなたは、現在、1日30分以上	の運動(ウォーキング等)をどの程度行っ <sup>-</sup>	T
	いますか。以下の選択肢の中から、	最もよく当てはまるものを 1 つ選び、番 <sup>長</sup>	号
	にO印をつけてください。(Oは1)	つ)	

- 1 毎日 2 週に1回以上 3 月に1回以上 4 ほとんどしていない
- (15) あなたが参加したいと思うボランティア活動について、以下の選択肢の中から当てはまるものを全て選び、番号に〇印をつけてください。(〇は複数可)
- 1 防災 2 福祉 3 スポーツ 4 教育 5 環境 6 文化 7 イベントスタッフ 8 その他( )
- (16) あなたは、小林市の農畜水産物で何を自慢したいと思いますか。以下の選択 肢の中から、最もよく当てはまるものを1つ選び、番号に〇印をつけてくださ い。(〇は1つ)
  - 1 宮崎牛 2 太陽のタマゴ(完熟マンゴー) 3 めろめろメロン
  - 4 たまたま(完熟きんかん) 5 野菜(キュウリ・里芋・ピーマン等)
  - 6 チョウザメ・キャビア 7 ぶどう・なし 8 鯉 9 栗
- 10 宮崎ブランドポーク 11 みやざき地頭鶏
- 12 その他( )
- (17) あなたは、現在、中心市街地を1カ月にどの程度訪れていますか。 以下の選択肢の中から、最もよく当てはまるものを1つ選び、番号に〇印をつけてください。(〇は1つ)
  - 1 1回程度 2 2回程度 3 3~4回程度(週1回程度) 4 5回以上
  - 5 ほぼ毎日 6 訪れない

※中心市街地:小林駅周辺の地域で具体的には、駅、文化会館、郵便局、銀行、市役所本庁舎、駅前通り、中央通り、本町通り、駅南通り、ふれあい広場等

- (18) あなたは、中心市街地で何がもっと充実してほしいと思いますか。以下の選択肢の中から、最もよく当てはまるものを1つ選び、番号に〇印をつけてください。(〇は1つ)
  - 1 買い物 2 飲食 3 医療・介護 4 レジャー 5 金融サービス
  - 6 行政サービス 7 憩い・集う場所 8 休憩所・トイレ
  - 9 駐車場 10 その他( )
- (19) あなたが小林市で一番自慢したいもの、または、お気に入りのものを記入してください。(場所、モノ、資源等々何でも構いません。)

#### 協働のまちづくりについて 3 - 2

あなたは、「小林市まちづくり基本条例\*」をご存知ですか。以下の選択肢の (20)中から、最もよく当てはまるものを1つ選び、番号に〇印をつけてください。 (Oは1つ)

知っている 1

2 知らない

※「小林市まちづくり基本条例」とは?

平成25年に「小林市協働のまちづくり市民会議」の提言をもとに制定した、本市の自治基本 条例\*です。本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執 行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、市民が主体のまちづくりを協働により推進するこ とを目的としています。

★自治基本条例とは?

住民自治に基づく自治体運営の基本的原則を定めた条例で、「自治体の憲法」とも言います。

(21)あなたは、現在、地域活動や行政活動に参加していますか。以下の選択肢の 中から、最もよく当てはまるものを1つ選び、番号に〇印をつけてください。 (Oは1つ)

参加している 1

2 参加してない

※地域活動:自治会、公民館、きずな協働体、消防団、PTA、民生委員・児童委員、

地域見守り等

※行政活動:各種委員への参画、各施策への意見提案、まちづくりの提案、議会の傍聴、

選挙の投票等

- (21)で、「2 参加していない」と回答した方にお聞きします。なぜ参加して (22)いないのですか。以下の選択肢の中から、最もよく当てはまるものを1つ選び、 番号に〇印をつけてください。(〇は1つ)
  - 参加したいがどうすればよいか分からない 2 参加したいが時間的余裕がない
- 3 参加するつもりはない 4 分からない 5 その他(
- あなたは、新たな地域コミュニティである「きずな協働体<sup>※</sup>」をご存知ですか。 (23)以下の選択肢の中から、最もよく当てはまるものを1つ選び、番号に〇印をつ けてください。(Oは1つ)

知っている

2 知らない

※「きずな協働体(まちづくり協議会)」とは?

活動地域をコミュニティエリアとして、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織です。1つの団体だ けでは対応が困難なことや、地域で協力しながら取り組む方が効果的・効率的なことに対して、地域の皆さんで考えながら取り組んでいく組織です。 【きずな協働体設立状況】

- ★きずな協働体設立区域
  - ①にっこばまちづくり協議会 (西小林中学校区: H25.6設立) ②すきむらづくり協議会 (須木区域: H26.11 設立)

  - ③細野まちづくり協議会 (細野中学校区: H27. 1設立) ④輝けフロンティアのじり (野尻町区域: H27. 6設立)
- ★きずな協働体設立準備区域
  - ①南小学校区 ②東方中学校区 ③三松中学校区

#### 3-3 市政の情報発信について

(24)	あなたは、	広報こばやし	,を読んでいますか。	(0は1つ)
\ <b>∠</b> ¬/	ひかんしゅく	M +1X C 10 1 C	, c mu	(01612)

1	毎月読んでいる	2	たまに読んでいる	3	読んでいない	
4	その他(					)

(25) (24)で「1 毎月読んでいる」「2 たまに読んでいる」と答えた方にお聞きします。広報こばやしに関して、当てはまるものに〇をつけてください。 (〇はそれぞれ1つ)

(1)満足度	1	満足している	2	普通	3	満足していない
(2)読みやすさ	1	読みやすい	2	普通	3	読みにくい
(3)内容への関心	1	関心がある	2	普通	3	関心がない
(4)情報量	1	多い	2	普通	3	少ない

(26) (24)で「3 読んでいない」と答えた方にお聞きします。広報こばやしを読んでいないのはなぜですか。(〇は1つ)

1	興味がない	2	読む時間がない	3必要性を感じない	
4	その他(				)

- (27) どのような内容が掲載されると読んでみたいと思いますか。(〇は3つまで)
  - 1 まちのニュース 2 健康・医療 3 子育て 4 防災・防犯 5 スポーツ
  - 6 教育 7 農業・畜産 8 イベント情報 9 行政情報 10 小林市民の活躍
- 11 その他(
- (28) 市が情報を発信する時、どの媒体を活用するのが有効だと思われますか。 (〇は1つ)
- 1 広報紙 2 ホームページ 3 facebook 4 twitter 5 LINE 6 広報車 7 Instagram 8 その他( )
  - (29) 広報こばやしや市の情報発信について、ご意見・ご要望を自由にお書きください。

(20)	広報とは、「O で 市の 情報 九 旧 に フレーで、 こ

Λ	_	65	83	100
4	-			HI/IN

(30)	小林市のまちづくりを、よりよいものにしていくために、あなたのお考え、 ご意見、提言等を自由にお書きください。

★平成29年度に市が主催で開催する市民ワークショップや講演会の案内を送付してもよい場合は、ご住所とお名前を記入してください。

ご住所	〒
お名前	

★★アンケートは以上です★★

同封の返信用封筒にお入れいただき、 3月17日(金)までに郵便ポストへご投函ください。

> お忙しい中、ご協力をありがとうございました。 今後ともよろしくお願いいたします。

#### ○都市宣言

#### 「核兵器廃絶・平和都市」宣言

平成18 年12 月22 日制定

世界の恒久平和は、人類共通の願望である。

わが国は、世界唯一の核被爆国であり、核被爆国民として、 広島・長崎 のあの惨禍を地球上に再び繰りかえされることのないよう、核兵器の廃絶と その恐ろしさを全世界の人びとに訴え続けていかなければならない。

小林市民は、日本国憲法の精神にのっとり、「非核三原則」を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を推進し、もって世界の恒久平和達成をめざすものである。

ここに、小林市は「核兵器の廃絶と恒久平和を願う平和都市」とすることを宣言するものである。

#### 「人権擁護都市」宣言

平成18 年12 月22 日 制定

すべての人間は、生まれながらにして尊ばれ、人間らしく生き、しあわせ になる権利を有している。

しかし、残念ながら今日の社会においても同和問題をはじめ、女性、子ど も、高齢者、障害者等に対するさまざまな人権侵害が後を絶たない。

われわれは、常に市民一人ひとりの人権が守られ、差別のない明るく住みよい小林市が築かれることを願い、今後もあらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があると認識し、すべての小林市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」ことを表明する。

ここに、小林市は人権が守られ豊かで住みよい都市をめざし、歴史と自然 に恵まれた「人権擁護都市」とすることを宣言するものである。

#### 「地域医療・健康都市」宣言

平成26 年3月1日制定

住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送ることは、すべて の市民の願いです。

また、限りある医療を大切に想い、地域医療を守り育てることは、地域にとって大変重要です。

ここに、私たち小林市民は、地域一体となった協働によって、地域医療を守り育て、健康長寿をめざす「地域医療・健康都市 小林市」を宣言します。

- 一 かかりつけ医を持ち、健(検)診を受け、疾病の予防に努めます。
- 一 時間内の受診を心がけるなど、限りある医療を大切にします。
- 一 健康意識を高め、運動を始めとする生活習慣の向上を図るなど、できる ことから健康づくりに努めます。
- 一 上手に休養をとり、人とのつながりを大切に、いきいきと生活します。
- 一 食に感謝し、バランスの良い食生活を心がけます。

#### 【説明】

市民一人ひとりが、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送るためには、必要に応じ適切な医療が提供されなければなりませんが、地域の医療の現状を見ると、医師や看護師など医療者の確保が困難で、過酷な勤務環境における救急医療の維持など、その提供を医療者の努力に依存しているのが実情です。

このような状況に対応するためには、市民一人ひとりが、限りある医療を大切に想い、 日頃から健康の増進や疾病の予防等に自らが取り組むとともに、地域の医療提供体制を 互いに支え合う意識の醸成に努めることが求められています。

また、この地域は、自殺をした人の割合が全国の中で高い地域となっています。誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良い地域となるよう、まずは自らのこころの健康に気を配り、こころの不調を訴える方々への理解や支援を進める必要があります。

一方、この地域は、すばらしい自然環境に育まれた農産物が豊富な地域でもあります。 健康を支える「食」についても、生産者に感謝し、食習慣に注意しながらバランスの取れた食生活を心がける必要があります。

そもそも健康は、生活していくうえで重要な基盤であり、自分らしく生きていくために欠かせないものです。そして、市民一人ひとりの健康意識の高揚と健康づくりの取り組みは、医療費用や介護費用の軽減につながり、保険料等の負担を軽減することにもなります。

これらのことから、5項目の目標を合言葉に、市民総ぐるみによる健康づくりを進め、 健康長寿をめざしていくものです。

当然のことながら、市としては医療提供体制の充実に努めるとともに、市民の健康づくりの支援を積極的に推進していきます。

# 小 林 市 章



英文頭文字 KOBAYASHI の「K」&小林市民をモチーフにし、本市の将来像、「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き元気あられる交流都市」であることを明瞭かつ簡潔に象徴しています。

# 市の木・花・花木・鳥・昆虫



#### ■市の木【モミ】

庭木やクリスマスツリーとして親しまれ、市内の山林に自生しています。

市域の約73%を占める貴重な資源である森林を代表し、市の象徴にふさわしい木です。

#### ■市の花【コスモス】

可憐な花が秋を代表する花として広く知られています。

小林市には、コスモスで著名な観光地として県内外に広く知られる生駒高原があり、市の象徴にふさわしい花です。





#### ■市の花木【桜】

季節の変わり目に一斉に咲く様が、春を代表する花木として広 く知られています。

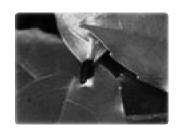
市内の公園等にも数多く植栽され、牧場(まきば)の桜並木も市民の力で復活し、市の象徴にふさわしい花木です。

#### ■市の鳥【あおばと】

全身が美しい緑色で、生息が激減したことから、保護鳥として 親しまれています。

豊かな森林環境の保全意義から、市の象徴にふさわしい鳥です。





#### ■市の昆虫【蛍】

豊かな自然環境の証とされている蛍。

市の湧水や清流などの貴重な水資源を保全する意義から、市の象徴にふさわしい昆虫です。